

第十回 参議院地方行政委員会會議録第四十二号

公聴会

昭和二十六年五月二十四日(木曜日)午前十時三十八分開会

本日の会議に付した事件
○警察法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(岡本榮祐君) これより警察法の一部を改正する法律案について、参議院地方行政委員会の公聴会を開会いたします。

公述人としておいで頂きました各位に御挨拶申し上げます。各位には御多用中にもかかわらず、万障繰合して御出席頂きまして、委員会の委員一同を代表いたしまして、厚く御礼申し上げます。

昭和二十三年の三月に施行されました警察法は、治安の確保を図ると共に、新憲法の精神に従い、警察の地方分権と民主化の趣旨に副い、且つ基本的人権を飽くまで保障するものであることを眼目としていたしておりますことは御承知の通りであります。然るに警察法施行後三年有余の実績と現下の治安の実情に鑑みまして、政府においては、この警察勢力を強化し、その運営を更に効率化する必要を認めまして、警察法の一部を改正するこの法律案を国会に提出して参つたのであります。

この法案は本国会における最も重要な法律の一つであります。それで当委員会におきましては、昨日及び今日の両日に亘りまして公聴会を開催いたしました。広く国民の各方面から腹藏の

ない御意見を拜聴することにしたしました。どうか各位におかれましては忌憚のない御意見の御開陳をお願いいたします。

なお念のために申し上げますが、時間の都合で、各位お一人の公述の時間は大体十五分見当をお願いをいたしたいと存じます。なお公述が求められた課題以外に亘らないようにお願いをいたします。又公述に對しましては、委員各位から質問があると思ひますから、これに對しても忌憚なくお答えをお願いいたします。

それではこれから順次公述をお願いいたします。お待たせをいたしました。恐縮でございます。それでは先ず高辻武邦君にお願いをいたします。高辻君は知事代表であられまして、富山県知事であります。

○公述人(高辻武邦君) 警察法の一部改正に關しまして、私の所見を申し上げます。先に申し上げたいと存じます。

今回政府が国会に提出せられたところの警察法の改正案は、現下の我が国の国情からこれを考えますという、極めて不徹底であり、又極めて不完全な改正案であると存じます。従いまして国会におかれましては、これに適當なる修正をお加えになられまして、法案が成立することが最も望ましいことと存するのであります。併しながら、この法案が或いは否決せられるとか、又は審議未了ということに相成りますことは、これ又非常に遺憾な

ことに存するのであります。即ち最善の我々の所見をいたしましては、適當なる修正をお加えを願つて、本案が成立することを希望いたします。併し、次善の所見をいたしましては、せいゝこの法案が成立することを希望いたします次第であります。

今回の改正案によりまして、私どもが最も疑問と存じます点は、自治体警察に關する事項であります。今回の改正案によりまして、自治体警察における警察職員の定員は、当該自治体において地方的要求に應じて自由にこれを決定するといふ点に相成つております。なお第二点といたしまして、人口五千以上の市街地町村におきましては、住民投票によつてその自治体警察を将来に向つて維持しないことを決定する。又更に将来これを維持する必要を生じたならば、ひとしく住民投票によつてこれを維持する、こういふこととでありまして、即ち市街地的町村におきましては、この自治体警察を置くとか、置かないとかいふことを自治体の自由意思によつて定めることに相成つております。これは非常に疑問に思ふのであります。本来警察行政は自治行政の一面であることは、これは認めざるを得ませんけれども、むしろ一面におきまして、自治体警察相互の協力及び国家警察との協力によりまして、警察が一体となつて国家の治安の維持に任じなければならぬ使命を持つておるわけでありまして、この事情から考えますといふと、いわゆる自治

体警察なるものは、私はむしろ自治行政の面よりも、国家の要請に基くところの治安の維持という、即ち国家的要請のほうに重いのではないかと思ふのであります。これが単に自分の自治体でその警察を置くことを自由に、置かぬ置かないも自由にきめるといふことで何らの弊害がなく、又国家の治安を維持する上におきまして別段の支障がないこととありますならば、これは自由に一任されて置いてよろしいと存じますけれども、すでに今日我が国の地方自治体において現われております通り、いわゆる特別の有力者によつてその警察権が或いは左右せられるような事例もあります。或いは又極めて小さい自治体警察におきましては、その警察官の昇任、任用といふ点におきましても甚だ不自由な状況でありまして、極めて土氣の沈滞を來たしてあります。これによつて生ずる弊害といふものも又誠に測るべからざるものがあると考えられるのであります。単にその自治体が自分の意思で置こうと思ふから置かせる、置きたくないと思ふから置かないといふような制度は、私はこの際大いに検討を要するのではないかと思ふのであります。やはりこれは法律によつて国家の最高機関たる国会が広く同情を察し、民意の赴くところを考えられて、法律によつて地方の自治能力を計られて、そうして自治体警察といふものの組織を法定せられるほうがよいと考えるのであります。地

方自治体の警察制度は法律によつて如何ように定めるかといふことにつきましては、これはもとよりいろいろ意見の分れるところと存じますが、少くも今回提案になりましたような、地方自治体の任意によつて警察を置くか置かぬか、置かないかといふことを決定せしむるという制度は、甚だ私は憂慮すべき結果を招来するのではないかと考えるのであります。

そこでこの自治体警察を如何ように法定するかといふことにつきましては、我々全国知事会におきましては、一定の所見を持つておるのであります。それはすでに政府にも御提出申し上げておりますし、或いは参議院地方行政委員会におかれましては、資料としてすでに御提出申し上げておるかと思ひます。これらにつきましては、くだゞしくは申し上げることは避けたいと存じますが、私どもの所見をいたしましては、地方自治体の組織は府県の自治体警察といふものを基本にいたしまして、更にこれを一定の大都市、例えば人口二十万以上の都市とか、或いは人口十万以上の都市とか、そういうふうな相当自治能力ありと認められる地方自治体に対して自治警察を認めて行くのが最も適當ではないかと考えるのであります。府県の自治体警察といふことは、あたかも昔の官僚警察に帰るのかのとき印象を与えるかと存じますが、これはすでに今日府県知事が公選によつて選ばれることに相成つております。すでに府県の

自治体たる性格は新らしき地方自治法によつて極めて明確に規定せられておるのでありますから、いわゆる警察の民主化といふことの線には私はあえて反しないと思つておりました。かくすることによつて警察の機動力を十分に發揮して参ることができると思ひます。今日の治安の維持という観点から立ちますと考へますと、一府県というものを一つの単位と考へまして、警察の機動力を發揮して参るのが最も適當であらうと思つておりました。

私は昨年アメリカに参りまして、アメリカの地方制度を視察をいたして参りましたが、その際におきまして、アメリカの警察制度もでき得る限り研究いたしましたのであります。アメリカにおきましては、御承知のごとく州といふものは極めて大きい地域でありまして、或いは日本全国若しくは日本全国の半分ぐらいの大きさの州が極めて多いのであります。その他の州といへども、その地域におきましては極めて広大でありますから、それを一体的に警察制度の上において考へることは極めて困難であらうと思ひます。たゞ、市町村といふ小自治体にいたしましても、今日の我が国の市町村の自治体とは比べものにならないぐらいの大きな自治体でありますけれども、自然市町村といふものが社会生活の単位として考へられて参つておることと思ひます。併しながら日本のごとき、国土が狭小でありまして、人口が極めて稠密いたしておりまして、甲の町と乙の町といふものの境界がどこに参りまして極めて密着いたしておるような状況でありますので、必ずしも私は自治体警察の単位といふものを小さいものに置くといふことが適當ではないと考へますので、これは我が国の実際の事情から考へますと、府県を基本としたしまして、更にこれのほかに相當の大都市に於いて自治体警察を設置せしむるという方針をおとりにすることが最も適當であらうと考へるのであります。

なお今回の改正案によりまして、府県知事に対しては、或る程度の治安維持上の権限が与えられることに相成つておりますけれども、これは今日の事情より一歩前進いたしましたことは、これを認めるのであります。併しながら、産業の一般行政を担当いたし、又従つて治安維持と密接な關係を持つております府県知事に対しては、今回の改正による権限といふものは極めて狭小に過ぎるに思ひます。そこで、今少しく自由裁量の余地をお与え下さつて、緊急非常の場合における警察に対する権限を認めることが適當であらうと考へるのであります。

要するに今回提出になりました法案は、冒頭に申し上げたように、極めて不完全であり、且つ不徹底であります。これを修正を頂くことを最も希望すると同時に、又これが審議未了に終る、或いは否決せられることのないように希望いたします次第であります。以上を以ちまして私の公述を終ります。

○委員長(岡本愛祐君) 有難うございしました。質疑は又あとから一括してお願いすることにいたします。それで次に田中二郎君にお願いいたします。田中君は東京大学の教授であられます。○公述人(田中二郎君) 今回提案になつております警察法の一部改正に関する法律案は、いろいろの考慮から一種の妥協の産物としてできて参つてゐるに思ひます。その狙ひとなつております警察力の強化とその運営の効率化といふ点は、現在の治安の事情に鑑みまして、確かに考慮しなければならぬ重大な問題であると存じます。ただその目的を達成いたしますために、今度改正しようとしてありますその方法の点につきましては、いろいろの点で疑問を持たざるを得ないのであります。その方法の主眼となつておりますのは、国警の強化といふこと、一般的に申しますと、国警を優位に置き、場合に於いては自治体警察をその指揮下に置くといふ形において実現しようとしておられます。特に現在の事情から申しますと、大都市の警察のごときは非常に強力な存在であります。その大都市の警察を含めて、時には都道府県の公安委員会の運営管理の下に、いわば国家地方警察の立場でそれを指揮統率ができるようにしようという考へ方が現れてゐるに思ひます。その方法につきましては、私は地方自治の立場からして相當疑問であり、反省されなければならない点を含んでゐるのではないかと考へております。これまでの実際の警察の運営におきまして、国警優位の考へ方がかなり強く働いておつたように思ひます。都道府県の警察長の能力を判断いたしました場合に、どの程度に自治体警察を把握しているかということが標準にされるという傾向があつたように私は了解しております。今後こういう形で国警をそのものを強化し、又国警が自治体に対して優位に立つ

つという形になりました時、恐らく国警の指揮下に自治体警察が置かれるというような勢を醸成いたしまして、やがては元の国家警察一本に統一されて行くといふような過程を進めるのではないかとこの危険を抱かざるを得ないのであります。このことは現在非常に問題になつております地方自治の強化、或いは事務の再配分という点から、地方行政調査委員会或いは自治庁あたりでいろいろ検討しております方向と正に反対の方向を示すもの、今後行政事務の一環として、この問題について根本的に考へて見なければならぬのではないかと考へるのであります。

私の結論を申しますと、行政事務を国に集中し、行政事務全体としての効率化を圖つて行くといふことは、世界一般の趨勢であるという意向があるにかかわらず、日本の現在の段階においては、少くとも地方自治を確立し、地方に民主的な基礎を作り上げることこそ重要な課題ではないかと、諸外国の趨勢が仮にそうであるといつたとしても、それと根本において事情を異にする日本の場合には、とにかく地方自治を強化し、行政の効率化という点もそれによつて実現できると思ひますが、仮に行政の効率化といふことが実現できないうちに危険があるといつたとしても、それをできるだけ考慮しながら、併し飽くまで地方自治を確立するといふ基本方針を実現して行きたい、こう考へます。そういう意味から私は将来の警察のあり方といたしまして、偶然今高辻さんのお話になつたのと結論を等しくすると申しますが、方向を等しくいたしますが、府県の自治体警察と都市

警察との二本柱を考へて行くというのが正しい行き方ではないかと考へております。即ち現在の国家地方警察と、弱小市町村の自治体警察とを統合して、府県の自治体警察を作る、それと都市警察とを並行せしめ、相互の協力によつて治安の維持を圖るという行き方が最も適當な行き方ではないかと考へております。そういう結論をとります理由としては、現在の弱小の市町村、町村は勿論であります。小さな市をも含めまして、その現在維持しております自治体警察は、それが自治体としての仕事の上から申しまして、非常に大きな比重を占め、その行政面、財政面に相當の負担を与えてゐるのみならず、それと並行して地方の治安の維持の目的は果し得ないという実情にあることを考へざるを得ないのであります。二十三年に警察法が制定されました際の公聴会でも、私は弱小市町村の自治体警察といふものについて、その機動的な能率的な運営が可能であるかどうか、その財政に与える重圧は考へなくてもいいかという意味において、それに対する反対の意見を述べました。そのことはその後地方の実態を見て廻りまして、いよいよ痛切に感じました。そのことが、今度の改正案におきましては、恐らく自治体側との妥協の結果であらうと思ひますが、自治体の意思に基いて、即ちその住民投票の結果によつて設けてもよし、設けなくともいいという考へ方で、その制度を一応存置しようとしております。併しこういう問題は自治体が欲するが故にその制度を持ち得るとか、欲しないが故にそれを国警が預かるというやうな考へ方で採否をきめるべき問題ではな

いのではないか。むしろ全体の治安の維持ということを考えますと、それが果してその責任を果し得るかどうかということのひとつと一般的な見地から考慮されるべき問題であらうと思うのです。そうして実際に自治体警察としてその責を果し得るためには、或る程度の能力、例えば警察吏員の数の上から申しまして、又その財政的、行政的能力という点から申しまして、或る程度の大きさを持つた、力を持つたものであることが要求されるのではないかと。若しそれが非常に弱体であるという場合には、そこに極めて容易にはつきりした口実を以て国家地方警察が入つて行くという可能性を作り出すことになるのではないかと、こう考えます。そういう見地から最初警察法ができましたときには、大体人口五万、少くとも人口五万ぐらいということを申しました。併しその後いろいろ検討し、又実際にいつて見ましたのちの考え方といしましては、大体人口十万程度と申しますと、財政的にも、行政的にも相当の能力を持ちますし、又警察吏員の数という上から申しまして、大体百数十名を確保することができるだろうと思ひます。それだけの人員を擁しますれば、或る程度にこの人事の交流を考えた、その研修を考え、警察力を常時強化するための努力をして行くことができるという点を考慮に入れまして、その程度の都市には都市警察を設ける。これは飽くまでその自主性を尊重し、都市の責任においてその治安の維持に当らしめるという考え方をとりまします。そしてそれ以外の区域につきましては、その都市警察と全く対等に並ぶ形において府県の自治体警察というも

のを設ける。その府県の自治体警察が都市警察を支配するというようなことのないように、都市警察と府県の自治体警察とは対等で、而も実際の警察活動につきましては、飽くまで相互に協力をし、地方の治安の維持に支障なからしめるように運営して行く。そういう方法が十分考え得られるのではないか。こういうふうに考えております。

その府県の自治体警察というものについては、先ほどもお話がありましたのが、官做警察に逆転するのではないかが、官做警察に逆転するのではないかとというような懸念を抱く向きもあるようですが、私は現在の府県というものは、元の府県とは違ひし、又違わなければならないものだということを考へます。府県知事を初めとして、自治体としての基礎をすでに作り、又六十年の伝統によつて漸次その自治体的な基礎が作られたつゝあるということとは認められてもいいのではないかと。そしてその府県が行政事務一般について、これまで考えられている以上に多くの仕事を担当して行く余地があるし、その一環として、警察についても府県自治体警察ということで警察制度を維持するというのが、私は十分にその理由があるのではないかと、こういふふうに考えております。

今度の改正案で、府県知事が地方の治安の維持のために特に必要があると認める場合には、自治体警察に対して一定の指揮権を持ち得る、都道府県の公安委員会の手によつてそれを運営管理するといふ行き方を認めております。そういう考え方でも府県知事の警察権というもの

のを認めるよりは、むしろその点でも府県知事の所轄の下に、都道府県の公安委員会が都道府県の自治体警察の行政管理並びに運営管理を行つて行く、飽くまで一般の政治から独立した府県の公安委員会の手によつてそれが運営されるという行き方になることが公安委員会制度の本来の趣旨から言つても妥当ではないか、こう考えるのであります。要するに今度の改正案は、いろいろの要求の妥協の結果としてできたものと察せられますが、そしてそれは警察の機動的、能率的な運営という点においては、いろいろ從來とは違つて、その効果を実現することができることにはなつておりますが、その結果として自治体警察或いは地方自治という根本の建前に大きな変革を加えることになる第一歩、その端緒を与えているのではないかという意味において非常に疑問といたします。若し国全体の治安という観点から、私の申します府県の自治体警察及び都市警察のそれぞれの手によつて、或いは相互の協力の結果としても、なおよくその目的を果し得ないという場合には、その場合こそ警察予備隊というものがその両者の足らないところを補うという働きをすべきで、その点においては別に危惧の余地はないのではないか。やはり警察の仕事は自治体の仕事として、その自治体というものが現在の地方財政能力或いは地方的な治安の維持を図るための機動的な運営が可能な体制を作る、それは自主的な機動的な適切な運営ができるような体制を作る、そして一朝事あるときには警察予備隊の手によつてその足りないところを補う、そういう行き方をするのが警察のあり方ではない

いか、とういうふうに考えております。

これを以て終ります。

○委員長(岡本愛祐君) 有難うござい
ました。次に田畑忍君にお願いいたし
ます。田畑君は同志社大学の教授であ
られまして、前に京都市の公安委員長
をしておられました。

○公逸人(田畑忍君) 私は結論を先ず申しますとしますならば、今回の警察法改正案は大修正を施すべきものであると、かように考えておるわけであります。改正草案要綱の順に従ひまして、私の意見を述べさせて頂きたいと思ひます。極く大体論であります。時間の關係上書いて来たものを読ませて頂きたいと思ひます。

第一、國家地方警察に關する事項、改正要綱(一)の①は、結局のところ國家地方警察の警察官の數を實質的に五千人増員することを目的とするものである。従つてこれによつて國家地方警察の警察官の數は三萬五千人になる、五千人の増員はそれだけとして見れば決して多い數ではない、併しすでに昨年七月特別警察の一つとして、警察予備隊七萬五千人が編成せられ、又かかるから、全國的な性質を持つた警察官の總數は十一萬以上という數になる。更にかくのごとき全國的な性質を持つた警察に協力すべき關係にある、お互いに協力關係にある自治體警察の警察吏員が九萬五千人あるのであるから、これを加えると、その總數は二十萬五千人以上という大きな數に上り、旧警察時代に比べて飛躍的な増員であります。警察官の定員を多くすることは治安の

維持という点で一見頼もしい感じを与えます。又或る程度ならば、それは必要だとも言えるのでありますけれども、その数は国家全体の行政機構並びに会計においてバランスのとれたものでなければなりません。それ故バランスのとれない警察官の定員増大は、国家と国民にとりて決して好ましいことではありません。又少くとも政府が警察国家を作ろうとしているのだといった感じを国民に与えるならば、それだけで治安の上では、プラスにはならないのであります。それ故治安の名に藉口して或いは国警五万説を称え、或いは小自治体警察の併存を策するなど、いたずらに警察官を増員するということは、威勢を張るのにはよいが、慎しむべきことであると存じます。『常備の兵力も又会計の制限による、決して無限の虚勢を張るべからず。兵氣を鼓舞して精兵を仕立てなば、兵数は少くとも折衝禦侮ともに事欠くまじきなり』という大西郷先生の言葉は、警察官の定員を考える場合においても味おうべき言葉であると私は考える。なぜかと申しますならば、治安や防犯のことは、警察官の数を最大限に拡大することによりまして決して保たれるものではなく、むしろ国民の台所を賑わせ、国民生活を経済的に安定せしめて税金を安くすることによりまして、否、これを国民の生活を向上せしめることによりまして、而して国民の道義心を盛んならしめることによりまして、維持されるものであり、且つ可能となるものであるからであります。而して警察官の科学的訓練が、その科学的施設と相待つて行われるならば、国家地方警

察はその数を三万以下に減じまして、すでに設けられておるところの特別警察もあることであるから、むしろ十二分に、今まで以上にその能率を発揮することができるとは思ふべきであらう。為政者としては少なきを憂えず、むしろ多きを憂へねばならないと思ふのであります。

以上のごとき見地におきまして、私は要綱(一)の①、従つて改正案第十九條は削除すべきであると思ふものであります。右に申述べて参りましたことは、自治警察に付きましては同様に言ふべきことであると思ふ。従つて要綱(一)の①が問題になります。即ち改正案のごとくに、何らの枠も設けずして「その定員を当該自治体において地方的要求に応じて自由に決定するものとする」ということにしますならば、恐らく會計上の無理を免れても、その全国的な自治警察吏員の総数は現行法の定めて九万五千人を遙かに上廻ることになることは必定であります。故に要綱(一)の①、即ち改正案第四十六條第三項は、現行法に従つて全国的總数九万五千或いは十萬を超えてはならない。その配分は地方的要求に応じて……。

○吉川末次郎君 議事の運営について……少し早く言つていらつしやるようだが、時間の制限を考へていらつしやるのでしうが、折角書いたものを讀まれているのですから、五分や少しくらい時間が長くなつても、もう少しゆつくり讀んで頂くようにお願いいたします。

○公述人(田畑忠君) 地方的要求に応じて、法律によりて定めて、その範圍内で自由に当該自治体において定める

という趣旨に修正するのが適當であります。自治警察吏員の数を増大せしめるがごとき方向に誘ふ虚れのある今回の改正案のごとき立法は、自治警察側の要求にたとへば基くものであるとは言へ、現行警察法の精神に忠実だとは言へないと思ふのであります。すでに大都市の自治警察は新警察制度に切換への際におきまして、數的にも非常な強化を見たことは想ひしなればならないのであります。且つ都市の人口の増加に對しましては、警察の科学化と警察官の優遇とを以てこれに即応せしむべきである。増員のみを考へることは科学的ではない、能のないことであると思ふのであります。

自治警察はそれ自身民主的警察であるから、然らざる国家地方警察の定員は減らしても、その数を増すべきであるという論理を立てることはできるものではありせん。なぜかと申しますならば、国家地方警察も又民主警察だからであります。右のことは自治警察を減らして国家地方警察を増すべしとする主張が大いに誤まつておると同様に誤まつた見解であります。国家地方警察、自治警察、警察予備隊、ともに一に相續つてその定員を増すべしとする政策は、国家と国民のために憂べき現象であります。国と国民が主であつて、警察も又他の諸機関と共に公僕であることを銘記しなければなりません。要するに改正案等十九條と改正案第四十六條第三項は國體、自治警察も、その数を競つて国と国民と危しといつた感を強く与えるものであります。私は日本國憲法の民主主義の精神に立脚する現行法の立場に立ちま

してその撤回と修正を要望するものであります。次に要綱一の②についての私見を述べますと、これは非常の場合における治安維持を第一義の目的とするものであることは疑ひありません。而してそれは現行警察法が總理大臣のみ認め非常事態宣言権を拡大して、都道府県の自治にも付与するものであり、従つて現行警察法の定めた自警と國警の平等的關係を打破つて府県ごとに國警優位の例外的方式を樹立することになるのであります。私見に従へば、かくのごとき手段に出ずして、特別の場合にも治安維持を全うすることは不可能ではないのであります。即ちすでに非常事態宣言権については、現行警察法第六十二條乃至六十六條におきまして十分に周知する規定がなされております。即ち国家非常事態に際して治安の維持のため特に必要があると認めるときは、内閣總理大臣が國家公安委員會の勧告に基き全國又は一部の区域について國家非常事態の布告を発することができ、内閣總理大臣は一時的に國警自警を問わず全警察の統制を行うことができるのであります。而してこの場合には國警長官、又は國警管區本部長は關係區域内の都道府県警察長、又は市町村警察長に對しこれを命令することができるのであります。即ちこの規定に基きましてそれらの地方に治安維持上必要である場合には、内閣總理大臣が國家非常事態の布告をすればよいのであります。故に屋上屋を架して都道府県知事と都道府県公安委員會にかくのごとき手段の権限を与える筋は毛頭ないと思ひいたします。アメリカのような廣大なる国土の

困であるならば知らず、日本のような国土の小さい国ではその職務にある者が怠慢無能でない限り、總理大臣の有する非常事態宣言権の運用よろしきを得れば治安維持の重大な事件についてその時期を失するようなことは絶対にないわけでありまして、若しあるとすればその職にある者の怠慢によると思はれます。故に都道府県知事の非常事態宣言権を付与することは、全國的見通しを持ち得ること少い立場にある知事の場合、責任重きに過ぎ且つ濫用せられることにもなりやすく、以てかくのごとき面からも警察國家を招來せしめる可能性を生ずると思ひます。そののみならず、改正案のごとき知事に非常事態宣言権を附与すると共に、自治警察及び都道府県公安委員會の運営、管理下に立たしめることになりまことは、自治警察に對する國家地方警察優越の地位を一層力強く築くことになるわけでありまして、國家地方警察は、現行警察法におきまして、非常事態關係の事務、警察教養機關、警察通信施設、犯罪鑑識施設の維持、管理權及び犯罪統計事務という諸事務を有し、國家警察たる機能をも有しております。これに對しまして、自警通則におきましてはそれらの事務の共同管理を主張しているようでありまして、私は現行法の通りでよいと思へます。即ち、國家地方警察は、國家警察たる面も、國家地方警察たる面も大體持つてゐるので、それでよろしいと思はれるのであります。それでなければ警察はばらばらになつてしまひます。併しそれは以上に進んで、國家地方警察を地方ごとに地方自治警察に優越せしめるような今回のそういう改

正をすることは、警察法の精神では決してないと思ふのであります。即ち、警察法の精神に忠実であるためには、非常事態宣言權が地方的な權力にも仮に必要であるといつたとしても、知事のと同様なそのような措置を必要とする当該自治体の長にかような措置権を附与し、従つて同時に該自治体公安委員會の運営、管理下に於いて國警をも置くことにすべきであると思へます。即ち都道府県公安委員會中心の地方的非常事態をとるべきような改正立法はなすべきではないと思へます。

併し勿論右に述べたような代案措置は飽くまで代案措置であり代案措置です。改正案第二十條の二の代案もすべてこれを放棄しまして、現在警察法によるのが適當であると思ひます。而して第六十二條以下の現行法の規定の運用よろしきを期し、且つそのように工夫努力すべきであるというのが私の主張であります。さするならば、不幸にして暴動に直面しましてもこれを大事に至らしめないで済むということは極めて可能であります。それで治安維持の要は革命又は革命的暴動を防止するにありまして、決してこれを挑発するような感を与えるような立法は極力避くべきであります。されば現行規定の運用の妙を發揮するにかかわらず、その努力を怠り、徒らに被害妄想的心理に便乗することが行き過ぎの改正規定を設けることは國家のために百害あつて一益がないと思へます。肝要なことは後に申すごとく平等獨立の關係に立つた國警及び自警の協力を緊密化すればよいのであつて、その点においての警察法の改正こそが望ましく改正であると信ずるのであります。

正をすることは、警察法の精神では決してないと思ふのであります。即ち、警察法の精神に忠実であるためには、非常事態宣言權が地方的な權力にも仮に必要であるといつたとしても、知事のと同様なそのような措置を必要とする当該自治体の長にかような措置権を附与し、従つて同時に該自治体公安委員會の運営、管理下に於いて國警をも置くことにすべきであると思へます。即ち都道府県公安委員會中心の地方的非常事態をとるべきような改正立法はなすべきではないと思へます。

併し勿論右に述べたような代案措置は飽くまで代案措置であり代案措置です。改正案第二十條の二の代案もすべてこれを放棄しまして、現在警察法によるのが適當であると思ひます。而して第六十二條以下の現行法の規定の運用よろしきを期し、且つそのように工夫努力すべきであるというのが私の主張であります。さするならば、不幸にして暴動に直面しましてもこれを大事に至らしめないで済むということは極めて可能であります。それで治安維持の要は革命又は革命的暴動を防止するにありまして、決してこれを挑発するような感を与えるような立法は極力避くべきであります。されば現行規定の運用の妙を發揮するにかかわらず、その努力を怠り、徒らに被害妄想的心理に便乗することが行き過ぎの改正規定を設けることは國家のために百害あつて一益がないと思へます。肝要なことは後に申すごとく平等獨立の關係に立つた國警及び自警の協力を緊密化すればよいのであつて、その点においての警察法の改正こそが望ましく改正であると信ずるのであります。

次に改正要綱一の3及び4につきましては、明らかにそのような改正は自治体警察の弱体化の改悪であると考えます。従つてかくのごとき面倒な手続を要し、従つて混乱を来たさるる虚れがあり、且つ多くの時間を空費せしめるがごとき立法はこれを避けるべきであります。而して現行法通り人口五千人以上の市街の市町村にはすべて自治体警察を置くようにすべきであると考えます。即ち私は警察の地方分権と自治体警察の強化を主張します。現在すでに人口五千人以上の市街の市町村には自治体警察が設置され、比較的弱小のかかる市街の町村のときも財政的困難と闘いながら、その警察を旧警察時代以上に維持して今日に至つています。

昭和二十四年九月二日のマツカ一サー声明を見ても明らかなごとく決して失敗とは言えない。然りとすればこれを今更住民の投票に關してゆさぶるがごとき必要も理由も見出されないのであります。論者或いは弱い自治体警察はボスによつて毒せられやすいといふがそのような例は多くないのみならず、旧警察時代においてもかかる事例がなしとしないのであります。即ちいわゆるボス化なるものは自治体警察特有の附随現象とは言えないのであります。又小自治体警察は暴動を鎮圧できないとも言われるが、かかる場合には他の自治体警察及び国警が特別協力すればよいのであります。従つてこの協力關係について現行規定を強化すれば

解決のつく問題であります。又旧警察時代において例の米騒動があつたことを見れば、強力なる一本立の旧警察が常に自警以上に有能であつたとは必ずしも断ずることはできないのであります。要するに警察の有能無能は自警たると国警たるとを問はず旧警察と異なるものではあります。即ちそのような制度的な問題ではないのであります。そこに必要なものは明らかに警察官の科学的訓練であり、又国警と自治体警察相互間及び自治体警察相互間のそれの協力の緊密化を図る立法を工夫する以外にはないのであります。而してそのことと関連しまして、少くとも警察官のそのような訓練をすること、

細張意識を掃蕩すること、対立意識を掃蕩すること、同時に英断を以て國庫負担の財政的配慮を十分にすることが必要であります。殊に小自治体警察の最大の弱點は、何人も指摘されておりますように財政難であります。小自治体の財政難こそはその小自治体警察の致命的な問題であります。これを解決する途は、小自治体警察を國家地方警察に吸収すること、その下に立たしめることによつて可能なのではなくして、國家が小自治体の財政的窮乏を救ふことによつてのみ可能であります。これはただに自治体警察のみに肝要な問題ではなくて、地方自治体における教育、文化、産業の万般について必要な問題解決の方法であります。而してそのような方法は不可能ではなくして明らかに可能であります。この可能な方法を度外視して小自治体警察の廃止を叫ぶことは、或いはそれを狭小ならしめることは、小自治体警察の財政難に乗じて國家地方警察がその勢力

拡大の野望を遂げようとするものといふ非難をされても仕方がないことといふことになり得ます。財政難さえ救済するならば返上論を唱へる自治警察は恐らく一つもないと思ひます。國家が小自治体の財政難の救済をすることはまさになされざるべからざる國家的努力であると申さねばなりません。

次に三に移ります。國家地方警察及び自治体警察に關する事項、改正要綱一の1、これは公安委員の資格の要件の緩和の規定であります。これは安當であると考えます。それから改正要綱三の2、これは犯罪捜査上の連絡、協力の強化規定でありますがこれも安當であると考えます。それから改正要綱三の3、これは犯罪に關する國警、自警の情報の交換に關する規定であります。これも安當であると考えます。改正要綱三の4、これは自治体警察間の相互援助に關する國家警察への連絡の規定であります。改正要綱の三の4についても異議はありませぬけれども、ただ自治体警察が他の自治体警察に援助を要求する場合に、あらかじめ國警に連絡しなければならぬといふのは納得しがたい感じがいたしました。かくのごとき連絡は事後であつてもよろしいわけであり、又國警に限らず他の自警にも連絡する必要があるものであります。それ故、右のごとき國警優越的感と与へる規定は明らかに警察法の精神には合はぬと思ひます。

それから改正要綱三の5であります。これは自治体警察に對する國庫の負担に關する規定を縮小したものであります。改正要綱三の5は安當であると考えます。

それから改正要綱三の6は、自治体警察の公務傷病者の保護規定であります。これについても異議はございません。

以上改正要綱の三に示されておる改正こそは我々の夙に主張して來たところでありまして、かくのごとき改正のなされることはまさに適當であるのみならず、又これによつて十分に警察法の運営を警察の民主化を妨げることなくして、警察法の精神を害することなくして一層能率化することができるとのであると考えます。勿論これのみでは足らぬと思ひますけれども非常に大きな意味をなす改正規定であると思ふのであります。今回の警察法改正はこのに限定すべきではないかと考えます。更にその趣旨を徹底させる意味におきまして現行警察法第四十二條「自治体警察に要する經費は、当該市町村の負担とする」とあるのを修正しまして、但書を加へ「但し必要ある場合には國庫の援助を受けることができる」というようにすべきであらうと考えます。

それから第四であります。改正要綱四の1については異議がございませぬ。

改正要綱四の2についても、私は自警のすべてを存置すべしとする立場をとるものでありますから問題にはならないと存じます。

以上時間が超過しまして大変恐縮に存じましたが、これで私の公述を終らして頂きます。

○委員長(岡本愛祐君) 有難うございしました。次に塚本壽一君にお願いをいたします。塚本君は東京新聞の論説委員であられます。

○公述人(塚本壽一君) 私は警察制度に關して考へる場合に國民感情に重きを置いてやるべきだと考へておるものであります。そういう意味から現在の警察制度或いは又警察官に對する國民感情はどういう程度になつておるか、つまり信頼されておるかどうかというようない点を考へてみますと、大体において全面的には信頼されておらない。従つてそこになんらかの改革すべき点があるのじやないか。まあこれを考へます場合に、私も新聞記者でございますので各方面の意見を聞いてみますと、殊に一般の大衆は警察の機能に關しましては、大体共産黨首領部の逮捕の問題なんか直ぐに上つてしまつては單に警察機能ばかりを上げるわけには參らないと思ふのであります。そういう点から窺ひます警察制度に關する考へ方は、私の考へますところでは、やはりなんらかの是正をする必要があるのじやないかという点に帰一されるのでござい

て根本的に国警自警両建の警察制度というものを急速に作つた。そこでこの二本建の制度、つまり国警と自警との平等の地位に立つ警察制度運営の点において改むべきであるということが今日の当面の課題として残つておるのじやないかと思ふのであります。

それで今日警察制度の改正案が国会に提案になりましたけれども、もう半年以上も大きな問題として我々は注意しておつたわけでありまして、その結論として今日提案になつておりますものが、運営の点を中心として、つまり自警、国警の間の技術的調整、技術的と言つては少し語弊がございますけれども自警、国警間の運営の点に重点を置いてやつておられるという点につきまして、その専門的に見ました国警、自警間の妥結点に対して大きな価値を私は見出してよいのではないかと考えます。さういふわけで、この警察そのものに対する根本的な考え方からいたしますと、国警、自警の両建の制度は、これは将来も地方自治の有終の美をなす意味においてもこの二本建の点を平等の立場においてやるべきだといふことには異存はないのであります。この運営の点において見ましたこの改正案については、私は先ほど来公述入の方が詳しくお述べになりました点で非常に参考になる点がございまして、大体改正案を改善の案として認めてもいいのじやないかというふうな気持ちでおります。そういつた点からこの改正案を見て参りますという自警、国警の間のいわゆる調整の問題につきまして私はこれを認め、而も都道府県知事に非常重大事態の認定の権を与

えるといふ点につきましては、やはり公安委員会が中心になつて、公安委員会の機能が停止されたときというふうな條件がついて、初めてこれを知事にその権能を与えるというふうな一つの停止条件というふうなものをつけて認むべきではないかというふうな気持ちもいたします。

それから又この市街の町村の住民投票、この点は住民投票と申しますといふと非常に民主的なやり方として表面的にはすぐ肯けるのでありますけれども、今日のいわゆる一般住民を考えた場合の政治認識と申しますか、さういふ点から考えますと、ややともすると浮動票というものは一つの動きによつてさつと動く嫌がある。この点から考えましてよほどその点の、これ又政治教育と言つては語弊がございますけれども相当程度考える必要があるのじやないか。それから又これを逆に考えまして、この住民投票によらないでも自治体警察をそのまま存続するといふのは、私も前々から考へておつたのでございますけれども、さういつたことにしますと、地方のかたのお話を承りますと、どうも財政上の関係からいつて我々の負担になつて困る、どうもよくないといふような意識が潜在的に動いておる場合がある。さういふような状態において、存続いたします場合においては、いわゆるその警察というものは国民の協力によつてその完全な作用を果し得るといふようなことを考えますと、さういふやういふやつて行くといふような状態のことも或る程度は考えなければならぬのじやないかと、かように考えるわけなのでございます。

それから国警定員の五千人の増加、この問題につきましても、私は数の点においてはいろいろな意味においてこれは慎重に検討を要することと考えておりますが、大体見積りというふうなことに承つておられますので、殊に住民投票の結果、国家警察の定員が増員されるという点も考え合せますと、二万から五千に下つたのだから、その点では随分減らしたのだというふうな御意見もございまして、その程度ならば一応の見積りとしてよろしいのではないかと、さういふように解釈するわけでありまして。

改正案のその他名称の問題、いろいろ今度階級が置かれたようでございますが、さういつた点につきましても、これは技術的ないわゆる運営上の問題であつて、これが警察内部の問題として非常に効果があるといふことであると思ふのであります。たださういつた形式的な名称のためにややともすれば誤解を生じ易い、警察が軍隊的な組織であるとか、さういふような工合に認められることは非常に損なことではないかといふやうな気がいたします。これも併し私はさういつた意味で能率の点から考えまして消極的には賛成をいたしておるわけでございます。

又ビストルを所持する、交通巡査までビストルを持つておるといふやうなお話もよく聞くのでございますけれども、さういつた意味で形式的な点が実質上役立つ点を考へての方法ではございますけれども、よく我々の国民感情に映ずる機微の点をよく察せられて考へる必要もあるじやないかと思ひます。中央集権的にどうするか、或いは

は又さういつた軍隊化というやうな誤解を、或いはときに正しい見方というやうな場面もあるかも知れませんが、さういつた見方が現われますと、と自体が、今日大きな意味の政治的な環境から考えましてよくないことじやないかと考えます。私はさういふ国民に密接な関係を持つておられます法案は、この新憲法の下における国会におきましては、どうかそこを一つ皆様方の御協力によつて議員提出の案として根本的なものが出されて、さうしてこれが国会で納得の行くやうな議論の下に国会の権威において制定されるということが、理想として、又理想に近い現実として希望したいところなのでございますが、今日は二十三年三月のマツカーサー書簡に基いてでき上りました警察法に対する一部修正の問題でございます。これをすでに数カ月間に亘りまして論議されておることが新聞にちら／＼出ております関係から、これがそのまま審議終了に終るといふやうな状態の後の政治的考慮なんかを考えますと、ここに能率非能率という問題を特に重点を置いて考えますときに、その結果の方が大きいじやないかといふやうな気がいたしますので、修正すべき点は修正して、これを立派に実行に移す、さうしてこれは政府の御懸案でございまして、殊に警察法を実施してから三九年も経つておられます、しばしば修正の問題も起つておるときなのでございますから、これで一応能率の点を見て、さうして修正すべき点があるならば、今度こそ一つ国会議員の殊に民主制度の下におきまして、衆議院で立案いたしましたら参議院においてこれを行過ぎ

を是正されるというやうな点を考えるなり或いは参議院の立場において新たな立案をされて、私ども国民とびつたり合つた警察法を実施に移して頂きたいというやうな気持ちでございます。さういつた観点から現在の警察法の一部改正案につきましては、中央集権化の方に極端に移行するといふ憂いがございまして、さうして運営の点を改めて能率的にされて行くといふことを一つ大きな見方からして考へて行きたい、かように考へるわけでございます。

○委員長(岡本愛祐君) 有難うございました。次に兵頭式四郎君にお願ひをいたします。兵頭君は一般庶民の方であります。岡山県小田海漁業調整委員であられます。

○公述人(兵頭式四郎君) 私は申し上げようと思つては前の公述者の方々によつて大体盡きておりますのでありますが、今面の警察法の一部改正につきましては、法案の到着が遅れましたので個々の面につきましてはよくわかりませんが、概念的には新聞その他によつて承知いたしておるのであります。私は過去の経歴その他から考えまして、事務的な面につきまして意見を持つておるのであります。それはおおよそ五つの項目から申し上げたいと思ふのであります。自治・国警の人事の交流に関する事項を法文化してほしいといふこと。二番目は警察官の疾病、なかなかよく胸部疾患に對します療養期間というものが一般公務員のそれと同じになつておらず、それはあとかから理由を述べますがこれはいかにの延長してほしいという事項であります。第三番目は経費の節約と警民一如とい

る趣旨から、警察義勇隊というのを作つて非常勤の警察官を作りたい、こういう事柄であります。第四番目は漁業取締に關しまする事柄でありますが、漁業取締が只今のところで主管が明らかになつていない、海上保安庁なるものができました当時水上警察は自然停止になつたのでありますが、当分の間従來の通りにするというような通達がありましてそれによつてやつておるということでもありますけれどもいけないう、主管を明らかにしたいという事柄。それから第五番目は公安委員の資格條件に關する事柄でありますが、これは撤廃をしてほしい。この五つの事柄につきまして申上げたいと思つてあります。

第一に申上げます人事の交流、警察官の人事交流に関する事柄を法文化してほしいという事柄は、この自治警察が発足いたしました時に人口五千そこくである。小さい自治警察は、本人の希望を大体入れましてその人事を配置される、これは私どもの狭い視野から見ただけではなしに全国的にもそういう傾向があるのではないかと思うのであります。故に我が家から通う、自宅から通う、従つてその管轄区域には親族縁者もあり警察的に見まして若しからざる人もある。具体的な事例を言えばアンチヤンのようなものもおるとか、或いは閨屋さんもおるとかいつたようなことで非常に仕事がいけない、警察官であります者も神ならぬ身でありますからおのずからそこに情実というものが生じないことはないのではありませんが、それがために仕事に行詰りを来して遂にその職を辭したという事例を私は二、三知つておるのであり

ます。かくのごとき事柄では安んじて仕事ができない、いわゆる警察の使命であるところの強く正しくという仕事をやつて行くためには、少くとも自分の仕事はこの道で飯を食うて行けるのだという安心感を与えなければならなと思うのであります。地方分権という事柄と矛盾するのではないかと、うら間が起ると思いますが、それは決してそうではない、人を運用いたします上においては地方分権とあえて齟齬矛盾はないと思うのであります。殊に自治警察、国家警察との間には、いわゆる民間人の雑音によりまして確執相刺といったようなものがかかりあるかに聞えております。これは何らかのためにせんとするもの、或いは自分の欲望を満足せしめんとする不純な理由から出発をしておるものも相当あるとは思いますが、少くとも自治警察と国警との間には極めて円滑に我々は同じ仲間であるという気持で行つておるのが少しい、こういう空気がかなりあるように聞いております。具体的事例は我々は承知いたしておりますが、狭い視野から見たのでありますから全般をこれによつて律することは勿論できませんが、こういう観点から人事の交流ということは、安んじて仕事をすると、いう意味からは非法文化してほしい、ということをお願い申上げる次第であります。

次に警察官の疾病、なかんずく非常
に長期に亘つて療養を要するところの
この胸部疾患でありますが、警察官は
御承知のように晝夜兼行、特に刑事事
務などに当ります者は、おれは時間が
来たからこれでお前と交替をしてやる
うというわけに行かないのであります

す。相手方と本当にはつきりと精神、意思が交流いたしましてそこに初めて所期の目的が達し得られるので、いわゆる自白をいたしますとか、その他捜査の目的を達するというのがありません。従つて二十四時間たとうがねむたすければ寝るとかというようなわけに行かない。仕事の性質その他の人員の配置等によりまして、おの／＼そこに特徴があります任務につかせておるのであります。農村などの小さい自治警察に於いて特に然りであります。こういつた人たちが一旦病氣にかかりますと、一年間の療養期間を一般公務員につきましては認められておるのであります。が、警察官は採用の際に最も嚴格なる身体検査をいたしまして、胸部の写真をとる或いはその後においてもしばしば検査をするというのであります。が、實際問題は他の官公吏、公務員に比しまして非常に胸部疾患が多いといふことはこれは非常に勤務が過勞である、それによつて生ずことは明らかであります。私どもは専門家でありませぬからそのよつて起る原因はよくわかりませんが、胸部疾患が多いといふ事実は違わぬのであります。であらう事からこれは一般公務員より除外したいしまして別な療養期間を置きますとして、本当に生命を賭して仕事をするといふ安心感を与えてほしいという要望であります。

りますが、これは実は上海に工部局、行
いう、警察だけではありません、同
政面の仕事もやつておるところがあり
ます。これは英米系の警察制度であり
ますが、そこにこの三分の一のスペ
シャル・ポリスマンというものを作つ

ております。いわゆる義勇警察官でありましてこれは平生は会社なり銀行なりその他それ／＼の業務に服してゐるのであります。一旦事がありますとその召集に応じまして配置につく、それは勿論規定の訓練を受けたいわゆる常勤者と非常勤者を組んで配置につける。そうして採用の資格條件は勿論年齢、境遇、身元その他いろいろの点におきまして嚴選をされます。私が曾て上海の社会教育課長と警防課長をいたしておりました時分にも、その部下の人が十幾人もこの義勇警察隊におりましたが、日曜その他休日の日に訓練をやる、非常事態があつたときには出て参りました、被服だけは平生家庭でもやんと持つております、武器などはその都度頂く、そうして常勤者との区分は肩章にスペシヤルとちやんと入つておりますから、決して間違ふ氣づかりはないといふような制度になつております。服制においてやや同様でありますけれどもわかるようになつております。そうしてこれらの人は出た日には若十の日当をもらえる。そうして採用に當りましてはその勤務先の長である人とその父兄である監督者との連署によりまして、何でも非常事態が起り御用の節にはお役に立てるという誓約書を出してゐる。そうしてその勤務に服したときにはいつからいつまで勤務に服したといふ事柄を書いてその所屬の平生率給をもらつてゐる所へ

持つて帰りますから、決して嘘を言つてごまかすようなことはありません。それでその結果は警民一如となり、いわゆる我々の警察だという民衆の気持ちに非常によく反映しておりますして円滑に参つております。それから平生の仕

事の立場上いろいろ／＼な部分の人がありますから、これらの人から雑談その他によりましていろいろな情報を得るといつたような便宜が非常にあります。そうして経費は非常に少なくて済む。自治警察は大都市にありまして、或いは小都市でありまして、こうした制度はいろいろの面から見まして非常に役立つのではないかと思うのであります。警察予備隊なるものの制度がありますが、聞くがごとくんば地上軍にいつでも転換ができるという、目的がおのずから違うのではないかと思うのであります。いわゆる我々の警察、警察の民主化、地方分権といったような立場から考えまして、この警察義勇軍なるものの採用制度というのは非常に私はいいと、かように感じております次第であります。出来得べくんばこの事柄を一カ條に加えればよろしいので、改正法案の十五條の二に、一定の訓練を経た者でなければ警察の職務に服してはいけないというところがありますが、但し、ここに但し、警察義勇軍はこの限りでないということにさせれば差支えないことでありまして、而も長い期間に亘りまして、日曜とか祭日とかその他のひまな場合に訓練をいたさればいいのであります。一向差支えないのでありますから、これはこの制度を採用いたしますれば非常に役立つ、警察民主化のためにも役立つと、かように考えるのであります。

次の第四項目は、私は海区漁業調整委員をいたしております関係上、漁業取締というものが、漁業制度というものが一大改革をされまして、農地改革のそれよりもっと大きい問題になつ

ておることは皆さん御承知の通りであります。であります。その中にこの非常な零細漁民を困らせるような漁業が近時相当に勃興いたしておるのがあります。名付けまして戦車漁業といふものがあります。或いはブンテン溜といふようなものもあります。これらの取締につきましては海上保安庁がその所管に属しておりますが、海上保安庁でも全部それをやるのではありませんので、或る一部には、私のほうはこういうふうな役割で、そういう小さな問題に干渉しないのだというふうな所もある。従つて我々の岡山県の西部のほうから見ますと、広島、或いは香川というふうな面からそれらの戦車漁業がやつて参りましてやつておる、非常に高速度のモーターをつけておりますために早く帰つてしまふ、而も、根本から稚魚を取つてしまふ、だん／＼だん／＼と零細漁民は窮迫に追はれるというふうな実情であります。この取締を頼みまして、先ほど申し上げましたように、警察署は自分の間従来の例によつて、従来の通りに漁業は取締をするとはあります。海上保安庁は尾ノ道に属してあります。尾ノ道へ行つて、いつ来るかわからないから前以て言うておくわけに行かんからそのときに言う、お願いをするが、現実の問題として間に合いませんので、その時分にはさつと帰つてしまつてないというふうな実情であります。これは非常に大きな問題である。この我々調整委員も申しております。先般神戸で瀬戸内海の漁業取締規則に關しまする会があつた時分にも、やはり

同様な案件が問題になつておつたようであります。この点は警察に取締の権限をはつきりと持たせるように法文化させるということが非常に便宜でありまして、又そうでなくちやならんと思つてあります。海上保安庁で持つておりますような大きな船で参りましても到底そばへ寄れないので、追つ駆けごつこをしてさつと悪口を言つて帰つてしまふという程度になつて誠に困つております。折角の制度ができません、本当は役立たんというふうな漁業改革に關しては何にもならないこととでありまして、この点は警察にその主管を、はつきりと取締の主管を明らかにしてもらいたい、こういうこととあります。

さてはならないのでありますから、自分たちの役割を、自分たちの宣誓を忠実に守る上におきまして制約を受けておるのでありますから、警察職員だつた者が公安委員になつて何の害がありませんか。むしろそれは非常に役立ち、女人がなることが必要だということを特に強調したいのであります。そしてこの事柄を條文に改正を加えて欲しいという要望を申上げた次第であります。以上、私はこれで終ります。

○委員長(岡本愛祐君) それでは御質問を願います。なお田中二郎君は所用がありまして御退席になつております。

○相馬助治君 塚本先生に、今般の警察法の一部改正に伴つて、先生の御意見の前後を要約いたしますと、自警並びに国警間における運営について支障のあつた点を直すことは極めて必要であるが、さればといつて制度にまで手をつけるということはかなり問題であるという御意見のように拜聴いたしました。そこで私個人の意見として、今度の改正は運営について支障のあつた面を直して、能率化されるというところが先ず大切ではないかというふうに考へておりますが、塚本先生の御意見としては、現在の自警、現在の国警という制度をそのままにして、運営上の技術面を直せば足れりとするのであらうか、それとも現在の自警、即ち弱小自警を含めての現在の自警の制度といふものを、組合警察或いは府県を単位としたより強化された自警にまで引上げるによつて、その上に立つて運営上の調節をする必要があるか、こうされるのであるか、その点

について一つ御見解を賜りたいと思ひます。

○公述人(塚本一君) 私は制度的の改革という点におきましては、根本的な改革という点はこれはもうほとんど慎重にしなければならん、勿論今の国警と自警という関係は、これは私今度の改正案においても、どちらが優位といふ点は余り神祕質には考えないのでございましてけれども、そういう意味における自警が弱小であると見なされる点の上へあつて、そうして並行してやつて行くといふことを私は考えたいと思ひるのでございます。

○相馬助治君 次に一点やはり塚本先生にお尋ねしたいと思ひますことは、警察を能率化するためこの法律を改正しなければならん、こういう御意見、但し、中央集権化することは、これは誠に戒めなくてはならない、こういう御見解と承りましたが、御尤もでございますが、残念なことに、能率化を急に考えますといふと、勢い中央集権化することが必定でございます。私の見解を以てしますれば、そういたしますといふと、お話をウエイトが實際問題としてどちらにあられたのございまして、極めて限られた時間での御見解を承つて、而も又私聞き下手でございまして、今度の改正法についてマツクアーサー・レターの精神に従つて、どうしても中央集権化する方向をこの際厳に戒めなければならんといふのでございまして、それとも現在の時代に於いて根本精神はさうではあらうか、先ず能率化といふことが急務であるから、この際能率化という観点からものを考へて行く必要があるといふのでございまして

うか。これらの点について承りたいと思ひます。

○公述人(塚本一君) お話の点私却つて口下手のためにお聞き苦しくて、そういう御質問を受けたと思ひます。私は中央集権化という点、これを考えます場合に、この国警を強化した故に中央集権化したと、こういう場合にはさう考へないのですが、例えば現在幾多の事例もございまして、要するに今の国警で、地方自治を強化するといふ建前を以て、自警と国警というものを両建にしてやつたといふのは、マツクアーサー書簡の趣旨です。これ、こういつた趣旨で行くときに、国警を強化するときに、自警を強化するといふことは、運営上強力性を持たしてもいいのではないかと考へ方、従つて中央集権という言葉の意味をさういつた意味には解釈しないのでございましてけれども、それで国家公安委員会というものが、御承知の通り内閣總理大臣の所轄の下にあるのです。これは、これが指揮命令系統がないといふことは、いつぞや露蘇國警長官のことが起つたときに表面化したわけで、そういう工合に国警と自警といふものが遊離してないといふことを極端に申し上げましたのですけれども、参議院、衆議院の關係のような工合に、衆議院と参議院のどつちが遊離しておるかといふことを考へないのと同じように、国警、自警といふものを考へて、運営の面においてうまくやりたいというふうな気持でおります。先ほどちよつと技術的調整といふことで言ひましたけれども、そういう技術的といふことは要するに小さい意味に解釈されると誤解があるのじやないかというふうな

ているのでありまして、消極的な意味
 において賛成しているわけでありま
 す。ですから知事に広汎な警察権を持
 たせるということにつきましては、私
 は絶対反対でありまして、その点だけ
 に限られてゐるのであります。
 ○公述人(田畑忍君) 私は先ほどの公
 述のときに申しましたように、都道府
 県知事に非常事態宣言権を与えること
 はよくないと思うのです。若し地方的
 な権力でも非常事態宣言権を与えるこ
 とが必要であるとするならば、知事だ
 けにではなくて、自治体の長にも、即
 ち市長にも町長にも村長にもそれは与
 えるべきであるということを言いまし
 たのでありまして、小笠原さんの所見
 とその点は一緒なんでございます。併
 しながらそれは次善策だと思ふので
 す。知事だけに与えるよりは、与える
 とするならば市町村長すべてに与える
 ほうがよろしい、こう考えるのです。
 併し知事及び市町村長にそういう非常
 事態宣言権を与えるということは、全
 国的なバランスから見まして私はよく
 ないと思うのです。非常事態宣言権と
 いうような、そういう大きな権力なん
 というものは多くの者に与えるべきで
 はない。それは総理大臣だけが持つて
 おればよろしいのだ。十分それで運用
 よろしきを得れば活用できる、かよう
 に考へてゐるわけでありまして、若し
 知事なり或いはその他の市町村長にそ
 ういう権限を与えますと、全国的な見
 通しをそういうかた／＼は持ち得ない
 から下手をしやすい。これは失礼な言
 葉であります。制度上そういう立場

にありますから下手をしやう。濫用
に陥りやすいということになると思
います。従つて余りに重い責任を負わし
めることにもなり、又全国全体の治安
という大きな点から申しますと、それ
はまずい、かように考へておられるわけ
であります。なほ足らん点あれば御質問
になつて頂きます。

○小笠原三男君 高辻さんにお伺い
するのは、当事者であるからちよつと
お答えになるのはむづかしいかも知れ
ませんが、何か意見がましいこと
を申して大変恐縮ですが、知事さんで
あるから知事の権限を肥らせるという
ふうに聞き取られたら、高辻さんとし
てはえらい迷惑だと思つたのであります
が、都道府県単位の自治体警察ができ
た場合において、知事が或る種の警察
行政に関する権限を持つことというこ
は、これは当然あり得ることでしょう
が、現行法においては知事が他の市町
村団体の上に、他の自治団体の長の上
にある自治機関ではないという点から
言つて、他の自治体の問題にいろいろ
介入する結果になるということにつ
いてはどういうものかという疑問を持
つておられるわけですが、それはそれとし
まして、この二十條の二が法律となつた
場合に、知事さんは体面上そうした事
案が起つた場合に、これは県の公安委
員会に要求したらいいだろうか、しな
いほうがいいだろうかという判定をす
る場合には、どういふブレインを使
い、或いはどういふ機関なり或いは人
と御相談になつておやりになるお考で
ありまじょうか。知事さん個人の考
で誰に相談もなく要求してやるとい
うことはなかり思ふので、実際の運用
はどうやるのでありますか。まあ想定

の下での質問で大変失礼でありますけ
れども、お伺いしたいと思ひます。
○公述人(高辻武邦君) お答え申上げ
ます。あのほうの御質問から先にお
答へ申上げます。
○小笠原三男君 前のほうはいいの
であります。

○公述人(高辻武邦君) 二十條の二の
規定が実際に規定された場合のその運
用であります。それは私はどの府県
知事も自分の一個の独断を以て判定を
いたさないであらうと思ひます。又事
実今日ここでそういう御質問があつた
ことを他の知事にも私伝するつもりで
あります。これは独断で判定すべき
ものではないかと思ひます。思ふ
に、やはりその県内の公安委員会とよ
く協議いたしまして、なお又県議会の
議長、副議長とも相談いたしまして、
県によりましては警察に関する委員会
を県内に設けておられますが、そうい
う委員会と協議いたしまして、迅速に
それらの機関と協議いたしましてこの
判定をいたすこととなると思ひます。
それから私どもの考へております府
県の自治体警察というものは、今日国家
地方警察の府県の公安委員の選任権を
知事が与えられております。勿論県議
会の議決を経て同意を得てきめるので
ありますが、与えられております。こ
の点において現在すでに府県の知事と
いふものは国家地方警察の、その府県
の公安委員と非常に密接な関係を持つ
ておられるのであります。これが若し自
治制度の上にこの制度が布がれますと
いうと、自然今の公安委員会の持つて
おります運営管理というものが、公
安委員会がみずから執行機関として警
察権を執行するようになつて相成るで

あつたと思ふのであります。
○小笠原三男君 もう一つとつばな
質問ですが、殆んどこうしたこと
もうこうした事案はあり得ないこと
思ふのですが、まあ理論上こういふよ
うなものがあるとして、その都度
それ／＼の機関なり、おかつた／＼と御
相談の上で要求したりしなかつたりし
て、事後議会において報告をするとい
う問題等から、県会における政争の具
にこういう治安問題がなつて、知事さ
んの立場というものがいろいろ／＼困る
というふうなことになる場合
ないだらうかという心配もあるのです
が、知事さんとしてはやはりこういう
権限が与えられておられるが、県下の
治安確保の上からいつてよろしいとお
考へになつておられますか、この点
をお伺いしたい。

○公述人(高辻武邦君) 今の御質問
は、今日の自治制度の一般につきまし
て非常に背心配している問題でありま
す。私どもの同僚の中でも或いは自由
党、民主党、社会党の党派に党籍をお
いては知事もおります。そうでない
知事も多数おられますが、党籍
を持つておられる我々と協議いたしま
す場合におきまして、たとえ自分が党籍
を持つておつても、自治体の政治とい
ふものは政党勢力のみによつて左右せ
られるものではないといふことを常に
私どもは話合つておられますので、無
少くとも現在の状況におきましては、
この権限が与えられたために政党的に
利用せられるという虞れはあるまいと
思ふのであります。併し将来におきま
してそういうことの心配が絶無であら
うかといふことを考へて見ますと、こ
れは相当警戒を要することと思ひま

す。今回の規定によりまして、治安維
持上重大な事案につき止むを得ない事
由があるを認めるときというように、
非常に厳密に規定せられておるのであ
りまして、この規定はそういう用意の
上に出でたものと思ひます。要するに
現在の状況といたしまして、これが政
党的に濫用せられることはなからうと
存じております。

○竹中七郎君 私は高辻さんにお伺
いたしますが、今の府県単位の自治体
と、次都市と申しますか、十以上の
都市の警察の二本建が一番いいと申さ
れますが、あなたの御意見でございま
すが、そういたしますと、今の国警と
いう関係のものはどういふふうに修正
せられるお考へであるか、この点を一
つ伺いたい。

○公述人(高辻武邦君) お答え申上げ
ます。私の申上げました意見に基きま
すといふと、現在の国警といふもの
は、その権限は警察予備隊を以てこれ
を運営することが一つであります。第
二の点におきまして考へておりますこ
とは、いわゆる府県の自治体警察とし
ては人口十以上の都市警察にしまし
ても、或る程度の監督権を国家警察の
機構において持つほうが適當ではない
かと考へるのであります。これは極め
て例を引きますことが適當な例でない
と思ひますけれども、旧警察制度にお
きまして、内務省が人事権を持つてお
りまして、警察部長についてのみは他
の部長と違つた意味において強度の監
督権を持つておつたのであります。こ
の旧制度をここに引用いたしますこと
は最も慎しむべきことと存じますけれ
ども、事実上において警保局長が全国
の警察電話を以て支配しておりました

事実があります。こういうふうな強度
な監督を行うことは極めて私は適當で
ないと思ひますけれども、自治体警察
を、先刻から申上げましたように、編
成しました場合に、国警のほうにおき
ましては或る程度の指揮権を留保せら
れるほうが適當ではなからうかと思
ひます。

○竹中七郎君 今の問題ですね、留保
するといふ問題は、経済面で監督する
のか、又はそこに常置するの、非常
に私たちこの問題を、あなたがたのほ
うから何と申しますか、陳情とかい
う出でるおのれですが、やりますと、
なか／＼むづかしい問題で、英國のよ
うにやるから英國式に財政面で制限を
受ける、或いはアメリカ式の、何です
か、FBIというふうな変形したもの
をやつて行くのか、この問題につきま
して知事さんがたのお考へですな、そ
れをもう一遍伺いたい。

○公述人(高辻武邦君) お答え申上げ
ます。この点につきましては私ども全
体の知事の意向は、そこまではまだき
めておりません。併しながら私の考へ
ております意見は明確に申上げます
と、財政面においては、国と地方団体
との何と申しますか、協力という面を
余り考へる必要はないのじやないか、
むしろ地方に御一任になつたほうが
いいのじやないかと思ひます。それか
ら又た警察隊長の人事の任免におき
ましては国家警察が権限を留保せられ
るほうがいいのではないかと思ひます。

○竹中七郎君 田畑さんにお伺いた
したいと思ひますが、田畑さんはこの改正
案におきまして一番問題になつてお
ります国警の五千とか、或いは自治体
の自由裁量という、こういうものは

○公述人(高辻武邦君) お答え申上げ
ます。この点につきましては私ども全
体の知事の意向は、そこまではまだき
めておりません。併しながら私の考へ
ております意見は明確に申上げます
と、財政面においては、国と地方団体
との何と申しますか、協力という面を
余り考へる必要はないのじやないか、
むしろ地方に御一任になつたほうが
いいのじやないかと思ひます。それか
ら又た警察隊長の人事の任免におき
ましては国家警察が権限を留保せられ
るほうがいいのではないかと思ひます。

○竹中七郎君 田畑さんにお伺いた
したいと思ひますが、田畑さんはこの改正
案におきまして一番問題になつてお
ります国警の五千とか、或いは自治体
の自由裁量という、こういうものは

全面的に御機嫌のよきに昇承したのであります。現在我々が地方行政委員となりまして地方に参りまして、いさゝか弱小自警の問題に對しまして人事の交流とか、これはもう全部いろいろ御承知のことと思ひますが、弊害がたかさんあるのをごさいます。このういふ点でもただ財政をやつていけばいい、或いはあなたが先ほども申されました何と申しますか、要件が備わればそれでいいとおつしやいましたか、現実でそれが可能でありますか。もう一度はつきりとつのお願ひしたいと思ひます。

○公述人(田畑忍君) お答えいたします。今の御機嫌の國警五千八増員という事で、それから自治体警察の枠を外すという事について私は反對であるという事について、もう一度言えというお話でございましょうか。

○竹中七郎君 そうして少し現実に私は合ふと思ひます。現実から申しますと、私は現在の数は決まらずに、いさゝかと考へておられます。それは旧警察の時代におきまして、御承知のごとく、もつと少かつたのです。新警察制度に切替へられたとき、非常にこれは増えているのですから、それでなお且つ足らぬという事は不思議に思ひます。

○公述人(田畑忍君) 現実から申しますと、私は現在の数は決まらずに、いさゝかと考へておられます。それは旧警察の時代におきまして、御承知のごとく、もつと少かつたのです。新警察制度に切替へられたとき、非常にこれは増えているのですから、それでなお且つ足らぬという事は不思議に思ひます。

察におきまして、増え人数は多くはないのです。それで十分やれると思ひます。欲を言へばきりが無いと思ひます。だから威嚇を張るのにはこれはいいかも知れないのですけれども、國民や國家にとつてはいいことではない、かように考へる。治安の維持、防犯ができればそれで足るのであつて、それ以上の警察員を持つておるといふことは無駄なことであると思ひます。若し治安維持が必要だとすれば、お互いに協力すればいいのです。國警、自警お互いに協力するといふ点につきましては、これは是非改正しなければならぬのであつて、今度は考へておられます。その点については私は全面的に賛成しておられます。それ以上のことは必要はないと思ひます。その上に機械化されて参りますれば、この人数の足りぬ点ができればそれで補ひべきであつて、更にこの警察官の待遇といふことが大切であります。治安の維持といふ点におきまして、或いは防犯といふ点におきましてそれができればよろしいと思ひます。人事の交流の問題は、これは別な問題になるのじやないかと思ひます。

○竹中七郎君 今のお話に御尤もの点があり、又ないような点があると思ひます。旧警察制度と今回の新警察制度に異なつて来たところは、人の配分が非常に異なつて来たと思ひます。又五千人以上のところ、今まで駐在が二、五人おつたとすると、十人来たとか五人来たとか、そのために非常に少くなる。小さなところにおきましては殆んど駐在のいない五千八以下のところがある。

る。こういう何と言ひますか、警察員の平衡でないといつたやうな点がたくさんあると思ひます。もう一つは警察予備隊と今の普通警察の問題、特に普通の警察官との間におきまして、意見が違ひますのでそれは申上げませんが、そういう点を考へますと、あなたはお調べになつたかどうかかわかりませんが、昔の警察よりか殖えておるから必要がないと言われまして、けれども、都市のほうへたくさん持つて来られまして、配分の点に非常に不均衡があると思ひますので、この点はお考へになりまして申されておりますかどうか、もう一点だけちよつとお伺ひします。

○公述人(田畑忍君) お答え申し上げます。今のお尋ねでわかつたのでございしますが、この自治体警察についてはその警察員の数は殖えておるといふことをお認めになつておられると思ひます。併しながらそれに反比例して國家地方警察の警察官の数が減つておられるといふこと、こういうお考へだらうと思ひます。で、私が今のお話になりまして、た五千八弱のところ、以て、駐在所がないという話は私は知らないのですが、ございしますが、若しそういうところがあつたならば、そこには必ず駐在所を置くべきであらうと思ひます。それは私は現在の二万五千八の人数でござい、これは足りないと思ひます。私は或るところ、京都府下であります。駐在所に行きまして、そこに電話がない、警察電話もなければ公衆電話もない。そういうところ、金をかけるべきではないか。電話を増設すべきことくらいは何でもないと思ひます。それを考へ

りになる、これは科学化の一つでございします。そのほかの科学化をやつて行けばこの自治体の警察の二万五千八で足りるところと思つております。

○竹中七郎君 私もう一点お伺ひしますが、この点におきましてはちよつと意見が違ひますが、滋賀県など私はずつと行つて見ましたが、大津市の警察ですか、あの朝鮮人の事件などあります。大津市も自治体が少ない。それから國警の方面におきまして、あつたところにおきまして、人員は相當程度増えなければやつて行けんと思ひますが、先生は概括的に、學者でいらつしやいますから、そういうふうにお考へになりますか、現実とあなたのお考へはちよつと違ひますかと思ひます。

○公述人(田畑忍君) その点は私は現実的にも見ておるのですが、それは公安委員をやりました経験上から言ひまして、実は國警のほうには関係しませんでした。が、多少調べる機会もありましたから考へておるのです。そういう点からもやつて行けると思つております。それは協力といふことです。若し足らん地域がありましたならば、自警が協力したらいのです。協力しないといふことが間違ひであつて、協力できるといふことが間違ひであつて、協力できるように警察法を改正すれば、つまり協力連絡関係を十分ならしめるような改正立法をされるならば、若し足らんことがあつても十分補つて行けると、こゝろ思つておるのです。

○吉川末次郎君 塚本さんにお伺ひして、何かのかたから私が申上げることに、ついでに御意見があればこの機会に言つて頂ければ結構だと思ひます。それが、それは先ほど相馬委員が質問

いたしましたときに、たま／＼私の名を出されまして、それに關連してすぐ申上げるべきだつたと思ひますが、時間が遅れましたが、相馬さんが言われた、即ち名称の問題でありまして、相馬さんの言葉が、ちよつと私がこれを問題にしている意思が十分に表白されてないと思ひますので申上げたと思ひますのであります。一応國家地方警察と自治体警察という法文上の名称を、実は私個人といたしましてはこの際に変えたいと思つておる。併しこれは關係するところは相當に大きい問題であります。慎重の上に慎重を期さなければならぬ。慎重の上に、目下鋭意自分といたしましても研究をし、又國家地方警察の當局にも研究をしてもいいと思ひます。それに対する報告を求めておるのではありませんが、まだ実はそれは出て来ないのではありません。と申しますのは、マツカサ・元帥、GHQのサセズ・シヨンによつてこの警察制度ができたことはよく御承知のことだと思ひます。これは國家地方警察といふ名称を法文に規定したてておられます。この原語は御承知の通りナショナル・ロー・ポリスといふ言葉を翻譯しております。で、その当時當局からいさゝか／＼話をされて参りましたときに、ナショナル・ロー・ポリス、さうしてその略語はN・R・P、さういふことである。これを訳して國家地方警察と翻譯いたしてあります。それから自治体警察といふのは、これをミニシパル・ポリス、これを略してM・P、その當時いさゝか／＼と當局から話をされてい

ます。ところがM・Pといふ言葉に勿論自治体といふ、ミニシパリティと

いう、自治体という言葉があります。ならば、片方のルーラル・ポリスという言葉に對抗いたしましてのミニシパルという言葉は、即ち農村地帯に対する都市地帯、シティ・エント・タウンというようなアーバン・デストリクトという意味の警察であることは、法文からいたしまして人口五千以上の市街地形態を有しておる場合にこれを置く、即ち市街地形態、アーバン・デストリクトに置くということは明白でありますから、一方のルーラルという言葉に對抗いたしまして、これは都市警察と翻譯して法文化するということ、その趣旨を十分に表白することができる訳語であると考えるのであります。又一方のナショナル・ルーラル・ポリスという言葉は、それに対抗して農村警察或いは村落警察と翻譯することが私は適訳であると思つたのであります。でルーラルという言葉は地方と訳しますことは、必ずしもこれは全部が誤訳であるということではできませんが、その意思を体得いたしませんならば一方を都市警察と翻譯し、一方を農村警察と翻譯するほうが適訳であると思つたのであります。ところがナショナルという言葉は國家と訳しておるのであります。これも又必ずしも全部が誤訳であるということでは申すことができないと思つたのであります。併しなからこれを國家と訳しますと、日本人は我々子供のときから國家というものは神様のようなものだといふように、いわゆるドイツ公法学の國家屋上主義の思想によつて教育されて來たの諸君といふものはそういう意味の國家、即ち英語で言うならばステートで

ありますが、ドイツ語のデア・シュタットという意味の神格化されたところの國家というの意味に、これはもう日本人の觀念としては解しているものであります。それでその結果どういふ間違ひが起つて來ておるかといふと非常な間違ひが起つて來ておると私は思つたのであります。即ち國家といふ名が附いておるから自治体警察よりも一段優位のものであるといふ、塚本さんがさつきお話になつたような一つの錯覺觀念が非常に瀰漫してゐる。一般に非常にそういう觀念になつておる。でありますから新警察法に基いて地方の警官に、お前自治体警察と國家地方警察とどちらのほうに行くかと申しますと、この警察法によりましては國家警察本部及び非常事態の宣言といふようなことで、このナショナルと言いますか、全國的なフアンクシヨンを持つた面が國家地方警察にも一面あります。併しながら適當の面におきましては先ほど高辻さんがお言ひになりましたように、府県を單位としたところのルーラル・ポリス、農村のポリス、即ちミニシパル・ポリスで、法文上の自治体警察に收容することができない農村地帯の警察力を統一として、そして府県單位にこれを運用して行くといふ、そういう面が運用の面においては非常に多い。それで今の警察官がどらへ行くかといふことを問われるときには、警察制度の上から、少くとも運営の面からいへば、自治体警察の面のほうが主眼でなければならぬ。又警察官の數も一方は九万五千で、一方は三万といふことになつておりますが、やはり子供のときから教えられて來た、そういう國家至上主義的な、日本人の

伝統的な考えで書かれておると思つておりますから、私は國警のほうへ行くたいといふことで、國家地方警察、即ち農村警察を希望するところの警察官が非常に多かつた。そこで又役所のほうでも志望者が國警のほうに多いものでありますから、國家地方警察のほうへ希望するものから拔擢してやりましたから、比較的素質の優秀な人間が、機能の上においてはむしろ劣位にあるところの國家地方警察のほうへ非常に行つておるといふ結果を來たしておる。だからこれを私はこの際に、一方では國家といふ言葉を捨てかねるならば、それを使つてもいいと思つた。ポリスは全國農村警察、そして一方は都市警察、こういうふうに言葉を直してしまおうといふ修正案は出したと思つておりますが、さて修正案を出すといふことにつきましては、周到なる調査研究に基かなければならぬ。それから、今はその過程にあるわけではあります。塚本さんに私が申し上げましたのはそういう意味なのです。東京新聞の私は愛読者であります。東京新聞の論説委員として、先ほどの相馬君の御質問に対して、そういう意味だといふことをもう一度お答えを願ひたい。又そのかたについても、そのような問題について御意見があればこの際御教示をお願いしたいと思います。

○公述人(塚本一君) 吉川さんの御指摘の通りだと思つたのであります。できればこれは専門のかたにお願いしたいと思つた。修正技術の上においてこれは非常にむずかしい問題も伴つてありますけれども、修正の精神は誠に私は御尤もと思つた。大賛成だと思つた。

○公述人(高辻武邦君) 現在法律にありますが國家地方警察といふ言葉と、それから自治体警察といふ言葉が一般に与えておる印象は誠に御心配の通りであります。私もその通りに考へております。余り適當な名称ではないのではないかと考へております。これは修正に相成りますといひますれば、只今の都市警察といふ名称、これも一応適當であると思つた。一方私先刻から申し上げました趣旨に基きまして、むしろ思い切つて警察といふことに御改稱願つたほうが適當ではないかと思つた。都市警察と農村警察、こういうふうに考へるのであります。なお委員長にお許し頂きます。先刻申し上げましたが、私もよく申し上げ損なつたと思つた点がありますので、一言だけ附加えさせて頂きたいと思つた。

○委員長(岡本愛祐君) どうぞ。

○公述人(高辻武邦君) 私どもの主張いたしましたことについて、財政的の地方と中央の關係の点でございまして、地方が財政的には、享受的關係を持つことから煩雜を來たすだろうと思つたので、その意味において財政面は地方にお任せ願つたらどうか申し上げたのであります。が、財源等の措置につきましては、別に平衡交付金その他のものにつきましては、更に改めて考慮いたしたら如何かと思つたので、附加えてこの際申し上げておきます。

○公述人(兵頭文四郎君) 私も自治警察或いは國家地方警察といふ名称には反対であります。やはり一つの警察

が何となしに、おのずから任に服しておりますものが、お互いに反目いたしますので、先ほど言われましたように、都市警察と府県警察というふうに改めなすならば、おのずからそこに融和もできると思つた。又検事の勾留をいたします面においても非常にいい、こういうふうに考へております。

○中田吉雄君 ちよつとお尋ねいたしますけれども、各県とも國家地方警察に對しまして、県の公安委員會を通じていろ／＼な形で相當たくさんのお金を、形の變つた寄附金のような形で流しておると思つた。或る府県に於いては、我々の調査したのでは、數千萬に及ぶような協力をして、國家財政の足らないところを負担しておるような県がたゞさんあると思つた。御當地はどういふ状態ですか。

○公述人(高辻武邦君) 私の県におきましても相當の經費を出しております。東北、北陸六県のうちでも私の県が一番合計に出しております。これは全国的に各府県ともだん／＼そういう風潮になりつつあります。これは取りも直さずその警察は府県の治安を維持して下さつてゐる、自分の警察というやうな氣持が現れておると思つたので、県会等においても少しも異存はないと考へております。

○中田吉雄君 私も県會議長をやつておりますときに出してゐたのですが、實際上の地方財政の建前からいふと、國の機關に對しまして府県がそういう費用を負担するといふことは、負担区分の建前からいふと財政法の違反なんです。その地方の治安を維持してゐるという意味で以て理解できるのです

が、私はかなりの負担になつておると思ふのですが、御当地ではどれくらい昨年は出しておられますか。

○公述人(高辻武邦君) 昨年度はたしか六百万円出してあります。これは只今御指摘になりました法律に抵触してはなりませんので、公安委員会の費用として支出しております。

○中田吉雄君 それでわかりましたけれども、御当地が六百万円というところ西に比べて非常に少ないのですね、参考までですけれども、私の知つてゐるのでは一千万、二千万、もつと越すのもあることを参考までに……。

○委員長(岡本愛祐君) はかに御質疑ございせんか。

○小笠原三男君 兵頭さんにお伺いしたいのですが、岡山県からわざわざおいでを願つて、而も職掌柄何と申しますか、沿岸漁業関係の警察についていろいろお話があつたのですが、もう一度どういふ状況にあるかということをお詳しく御説明願ひて、実はわざ／＼おいでになつておりますから、政府委員にも質してお歸りになられたらいいかと思ひます。もう少し……。

○公述人(兵頭丈四郎君) 漁業制度は開拓の途上にありまして、従つてまだ結論に到達をいたしておりませんので、具体的な問題につきましていろいろ申上げるといふことは、これは私の想像になりますので如何かと存じます。先ほど私の申上げました禁止漁業の取締機關を警察に、その所管警察に委ねて頂くように法文化して頂きたいといふことを申上げたのであります。が、戦前に比しまして漁民が非常に殖えて参りましたために、さなきだに零細漁民であつたものが漸次窮迫へと迫

込まれて参りつつあるのであります。

これはいろいろな意味もあらうかと思ひますが、特に実際に現場において働いて漁民が殖えたいといふことが原因のために漁獲が漸次減つておる、こういう実情にあるわけでありまして、そこに持つて来まして戦争後に戦車漁業といふものができました。非常に優秀な漁具であります。丁度一名方言で「ぶんちん」のようなものがぐる／＼廻つて参りまして、地面を掘つて行きますので、成魚でないところの小さいものを拾つてしまふ、多眠状態にあり

ます「かに」のようなものも、丁度子を孕んで、今から種族が殖えるといふようなものをば／＼取つてしまひます。ために、「かに」のごときは僅かに二〇％くらいしか取れんといふような実情に相成つたのであります。そのほかいろいろあるのであります。このほかに、たつ分にその沿岸漁民は戦車漁といふものの漁具を作らうと思へば、少くとも三十万円の金が必要ではできない。最小限三十万円といふようなことで、

数人が共同してやるということであり、ますが、非常に取締が厳格なもので、これに對しましては勿論重い罰則を加えてあります。懲役、罰金の両制度がありまして、なお且つ漁具、場合によつては漁船をも没収するといふ規定があるものであります。でありますから、非常に恐れを抱いておるのであります。これが夜間行われる。或いは又集団的に行われる。而も取締を假に、香川県がこの面に対して取締をいたしますと、岡山県に来て、或いは広島県が取締をする。又岡山県に来るといふようなことではなか／＼これが取締の徹底

を期することが困難な次第であります。故に所管官庁である海上保安庁に申入れますと、岡山県には宇野に海上保安庁の出張所がありますが、これは課せられた役割がそれだけの面でないといふので禁止漁業の取締はやりませう。それからそれは尾道にある海上保安庁のほうに行つたらよろうといふようなことから、尾道に頼むと何とかしてやろうといふことで来られるのでありますけれども、その時分には全警察のほうに頼みますと、実は船を借上げなければならぬといふので、これから行くといふことは困難だ、海上保安庁と一ツ相談してやろう、追つていく程度ならほかの船で乗つて行つてもいいが、それを捕えて漁具を没収するとか何とかいふことはなかなか困難だといふ実情にあるわけでありまして、それから今申上げましたように「かに」とかいろいろを取つて参りまして、魚市場で買ふといふ場合には買つた者も又処罰がある。それらの禁止漁業によつて取つたといふことを知つて買つた人も、売つた人も処罰があるのであります。実際に「かに」の場合で申しますと、そういうような場合にいつも戦車漁業を禁止しては食えない、而も香川県と岡山県の中間にある島のごときは七十隻もそれがありまして、それを緩和して欲しいといふことで、陳情を農林省にいたしてあります。そうした能率漁業をやめるなんといふことは以てのほかである、できるだけ最小限度の人を以て大きな能率を上げるといふので、それをやめるといふことは以てのほかだ、而もたくさん金がかかるというので、

それらの業者の人たちは緩和乃至はその罰則を撤廃して欲しいという陳情を行なつておるのであります。地方の零細漁民はあつたものがあつたものでは我々は食つていけない。みんなが一つ少いものを分け合つてやつて行くといふのでなければ困るじやないか。そこで警察は取締を徹底して欲しいといふので、我々の海部の漁業調整委員が取締をして欲しいという陳情をいたしたのであります。どうもなか／＼それはそう徹底しないといふような実情にある次第であります。でありますから警察署に所管を移して頂きまして、それが取締の徹底を期して、みんながいわゆる……一方のほうでは腰衣飽食といふ者があつて、一方には飢えに泣くといふようなことのないように、一ツ均等的な漁業を営んで行けるようにやつて欲しいといふのが、我々零細漁民の念願であります。

○委員長(岡本愛祐君) それでは午前中の部はこれで終ることにいたしました。午後一時五分休憩。

午後二時三十分開会
○委員長(岡本愛祐君) これより公聴会を再開いたします。

鈴木一夫君にお願いをいたします。鈴木君は一般から応募なさつたのであります。三重大学教授をなすつていらつしやいます。

○公述人(鈴木一夫君) 委員長さんのほうから公述人の私たちに与えられた時間十五分でございます。その間に重大案件でございまして警察法改正の問題についての焦点を論じ盡すといふことは非常に至難ではないかと思

われまふので、私は午前中述べられたかた／＼と重複する面は避けるということ、極力修飾語は省いて私の意見の要点を述べさせていただきます。この考案次第でございます。そう申しながらもやはり根本問題に触れなければならぬ。その点で本改正案、これに對しまして直接の関連はございませぬけれども、法全体の関連としてやはりそこには一連の関連を持つておると思ひますので、先ほど東京新聞のほうの塚本さんその点は御指摘になつたと思うのでございまして、やはり議會制、この本義から行きましてでございせんば議員提出議案といふものにやはり重点が置かれ、政府の一方的な府案によつて法が提出される、そういうふうな傾向と申しますと誤解があるかも知れませんが、せんけれども、状態が可及的に早くなかりまして、やはり一般民衆は自分たちの選良といふ意味合いから議員に期待すること非常に大でございまして、できた法が自分たちの法であるといふふうな気持を育成するためにも、先ほど塚本さんとやはり同じ意見になります。議員提出議案がやはり重点を占めて行く、こういう恰好に行つて頂きたいと思考するわけでござい

ます。更に次は現下の状態から行きまして、大陸傾向から、私たちの法機構といふものが米英系の法のシステムを取入れるといふことに急であります。ために、ややもすると日本の国の社会的、経済的なバック・グラウンドといふものを十分考へないで、この案でいだらうといふふうな深い思考を伴わない法制定といふものも、間々見られるのではないかとと思われるわけであり

ます。そういうふうな意味合いから、

午後一時五分休憩

午後二時三十分開会
○委員長(岡本愛祐君) これより公聴会を再開いたします。

午後二時三十分開会
○委員長(岡本愛祐君) これより公聴会を再開いたします。

折角根本精神において立派な目標を掲げた、次から次へ出て参ります法が朝令暮改、国会のたびごとに一部改正、一部改正を重ねて竜頭蛇尾に終つてしまふ。いつの間にか最初作られた法の精神がそのうちに没却されるというふうな事態もあるでなからうかと考えますので、この警察法改正に当りましては私たちが警察法の前文に掲げましたあの基本精神というものは、全面的に支持したいと考えるものでございませうけれども、それがいつしか警察国家、或いは官僚国家、これは中央集権化というふうなことのないうようにとすることを祈念するわけでございませう。

次はそれにやはり総合的に關係するのでございませうけれども、大体向うの言葉の訳語でございませうけれども、日本人は非常に何と申しますか、語感というものが存外因わける習性を持つておりまして、先ほど午前中も討論の的になりました自治体警察の名称をどうするか、更には国家地方警察の名称をどうするか、この名前とはにかく国家という名前が国民に何といひますか、国家主義の再現を招来するやうな心配を与えるのだからして、こういうふうな名称はやはり是非改正案に盛り込んでもらつたほうがいいのじやないかと、いろいろな御意見が盛かつたやうでございませうけれども、この点私も同感でございまして、やはりほかの用語というもののにも英語そのまま私たちの個々に当てはめるといふ場合に、マッチしない言葉もあるわけでございますので、その語感、それを十分一つお考え願ひたい。最初余談は申上げないといふことになつておりますし、制限時間

でございますので、本論のほうに入りたいと思ひますが、私たちが警察法の前文で許容した精神、これの具体的な現われが警察の他方分権と運営の民主化といふことに歸着するのではないかと、思ひわけでございますが、この法律案施行三年有半の実績を考えた場合に、必ずしもこれが所期の目的を達しているかどうかといふことには多分の疑義が持たれるのでありまして、公僕、警察官の公僕問題が言われながら、その公僕は結局一部のものの私僕と化してしまつてゐる。又地方分権の意味から行きますとこの地方分権の真意がそこに酌み取られずに孤立、対立化といふふうな傾向を醸成してゐるんじゃないやないか、その結果警察機構の中には相剋がありまして、統一性の欠けるのじやないか。更にその結果として機動性、能率性といふものの低下が見られ、一般大衆からは警察力の弱体化といふふうな批判が強く下されてゐるのでなからうかと思ひます。そこでこれらの問題を勘案いたしまして、この改正の論点でも申すべきところは、根本精神においては変らない。この民主的な警察がより能率の高い警察になるといふのが論点でなければならぬのではないかと考えます。そこでそのためには組織の改革を如何にやればいゝかといふやうな問題に移るわけでございますけれども、先ず結論を申上ずます前に、氣付きました主要な要点を指摘しまして、その後におきまして結論を申上げたいと考える次第でございます。

まずけれども、ここで私たちが忘れてはいけない大きな問題を指摘したいと思ひます。それは警察の組織法でありますこの法の改正に汲々として、これらに關係のあります一連の法、こういうものを私たちが育成し、或いは廃止統合するといふやうなまじめさといふものをなくしたときには、如何に組織法である警察法だけをよりよいものにいたしましてその実を挙げらうか。実は警察の弱体化と言われておりますその原因の大きな中にも、新しい警察の關係、或いは先ほど申し上げたお話が出ました予備隊との關連、海上保安庁との關連、こういったやうな一連關係、相關關係についての再検討といふものに私はもう少し重点が注がれてもいいじやないか、このように考えるわけでございます。ですからここで特に指摘したいことは、單に警察法の改正のみに私たちは専念するのでなしに、これを活かすべくやはりパツク・グラウンド、これの人たちがやはりウエイトにおいても、努力においても惜しまないものがなければならぬと考えるわけでございませう。

次にそれは本日の問題であります警察法の案体そのものに入りますわけでございますが、これにつきまして私の意見は、結局目途とするところは治安の維持、更には予防警察とでも申しますか、治安を維持する、それを回復するといふ以上には、やはり医学の立場の予防医学のやうな意味合いでの私け治安といふものが確保されなければならぬのではないかと、私たちに国家警察、地方警察、これは非常にお互い長を延ばし、短を矯めるといふやうな意味合いから非常によさそうにも見えな

がらも、治安維持といふこの目的のためには却つてこの二重の組織が禍いをしておるのではなからうか。それであればこれを如何なる組織を持つて行くべきかといふことになりまして、午前中の田中さんの御意見と大体合ひようになるわけでございますけれども、名称は先ほど申し上げました通りで、府県単位の警察と、それから都市警察はその自治体の、都市の人口の問題はございませうけれども、特にローカル、地方の府県の実情からいたしましたときには、その人口十萬くらいのところへ置いて然るべきでないか、それについてはいわゆるデーターは揃つておりますので、又後刻御質問の際にそれについてはお答えしたいと思ひます。結局におきまして名称は十分又考へることになりまして、組織をとかく一元化する。府県の民主的な警察とそれから都市の民主的な警察、そういうやうな組織にいたしまして、結局現在の相剋の問題も、同じ警察官でありながらも市町村の警察と国家公務員であるところの警察、この間に身分、待遇においてひとしく見えてはおりますけれども、非常に大きいアンバランスも介在する。こういったやうな事例も組織の一元化といふところから私は解消いたしました。府県と都市とのウエイトは如何という場合には、先ほどこれも田中さんがおつしやつたのと同じでございますが、そういうやうな組織にして行けば、午前中に問題になりました両者の協力、提携といふことも、上下關係ではなしに、身分待遇においてもひたしいといふやうな組織機構を考えれば、機動、能率性といふやうな問題におきまして十分の成果が挙り、従つて国民の期待します民主警察の能率化といふ問題は私は徐々に解消されて行くのではなからうかと思ひます。而もその場合私たちが現在の改正案では満足できないのでございまして、最初国警當局或いは政府が意圖しましたものは、町村会長の意見聴取、或いは府県知事の意見聴取、自治体警察の意見聴取、或いはそういう面からの反響といふやうなものからいたしまして、最初企圖したものと相当違つたものになつてしまつて、妥協的なものになつておるといふやうなことに実態もあるのではないかと、思ひますが、實際地方で私たちが自治体警察或いは国家地方警察、民衆、更には警察庁といふやうな方面での意見を聞きまして場合に

ございました、その意味で先ほどそれ
それのかた／＼の意見がございました
けれども、やはり公正な批判を下す
という見地に立ちましても、自分の地位
というものはどうしても人間の弱体の
関係で介入するのではないかと、こうい
うふうに考えます。単なる妥協ではな
しに、先ほど申しましたようによりよ
きものを得るという方面での真摯なる
努力というものが私にあればいいけ
ないのじやないか。それで色目と申上
げますと語弊があるかも知れませんが
が、そういうものをなくするという意
味合いからも一本の……府県と都市の
警察がございますけれども、それが内
容的には同じようなことをする、而も
府県知事の下にそれを置くということ
になりますけれども、その府県知事が
思想的な問題と関連いたしまして、極
めて右である、或いは極めて左である
というふうな場合には、二十二條の二
項の精神も私はむしろ逆行するとい
うふうなこともなきにしもあらずとい
うふうに考えますので、現在の国家地方
警察のあの人員、あの組織、あの装備
というものは、これをとにかく府県の
自治体の、府県の警察の中にこれを移
行する。そうしてだん／＼これに對し
ましては知事その者にも啓蒙の時期が
来、而も国警が移行しました自治体警
察というもののにも、その間のやはり切
磋琢磨によりまして、私はむしろそれ
が民主的警察の、一つの過程になるの
じやないかというふうに考えるのでご
ざいます。でございますので結局一元
化する。而もその一元化を、府県と名
称は分けてございますが、それと都市
警察……、都市警察は地方の自治体か
らして十萬以上、或いはその人的裝備

の面におきましては現在の国家地方警
察を運用する、そういうふうな仕組
而も更に府県の警察と都市の警察との
間の上下のそこに関連はつけなければ
いけない。こういうふうな恰好のあり
方を期待したいと考えるものでござい
ます。

それから更にこの中央集権化、独裁
化というふうなものを防ぐ一つの目的
をいたしましては、委員会制度につ
きまして、そういうまだ私たちがこれ
の妙味を發揮するだけの運用が十分な
れていないわけではございませうけ
れども、この委員会、例えば警察の場合
でございしたら公安委員会の運用の妙
を期するということになれば、独裁
化、専制化、或いは中央集権化とい
うようなものも、そこにおのずから私
は防止できる途も講じられるではな
うか、このように考えるわけではござ
います。この国警を一府県警察に人
員を延用すると言いましたのは、戦時
中……、これは先ほど田畑さんその
点を指摘されたのでございしますが、人
員の多くなるといふことは好ましくな
いという論議のように伺つたのでござ
います。戦時中三重県の場合であり
ますと、一千名ぐらいの警察官で治安
の確保がほぼできておつた。ところが
現在地方警察が八百人、市町村の警察
が八百八名、それから国家地方警察が
六百名ばかりで、千四百余名ばかりで
ありますが、併しその中には二つの
組織がうまく噛み合わない関係で
ギヤツプ或いはロスというものがござ
いますので、この一体化というものを
実現しました場合には、私は千四百
名ぐらいの現在数で以てローカルの、
とにかく治安は確保できるといふ

に、人的な問題の面からも考えるわけ
でございます。
次は少し小さいと申しますと誤解が
あるかも知れませんが、人民投票
票の問題でございします。現在の人民の
いふゆる意識の状態といふものから考
えまして場合には、私はむしろこの人
民投票という制度は逆効果と及ぼす場
合が多いのじやないか、このたびの地
方議会の選挙におきまして、その投票
票が本当に正しい投票ではなく、単に
数のみの投票であつたといふふうな点
も勘案されますので、この人民投票の
制度については更に私は十分なる考
究を加えなければならぬところの余地が
ここに介在しているのではないかと考
えるわけでありまして、午前中からも各
公述人のかたにおかれましては……
な面を指摘されておられますので、与
えられた時間を余り超過することも如何
かと思ひますので、触れ得ない面も
多々ございまして残念なものでござい
すけれども、一応この点でとどめまし
て、あとの御質問の際にいろいろ調査
したその内容、こいつたものを一つ
お話ししたいと思います。以上で私の意
見開陳を終らせて頂きます。

○委員長(岡本愛祐君) 有難うござい
ました。

○小笠原二三男君 質問ではないので
すが、午前中に実は兵頭さんにお伺い
した点を……、兵頭さんはわざ／＼遠
くからおいでになつていらるで、国警
側からでも、どういう意向であるか解
明して頂きたいと思うので、ちよつと
そのほうで質問をお許し願ひたいと思
います。

○委員長(岡本愛祐君) どうぞ。

○小笠原二三男君 それは禁止漁業の
取締について、海上保安庁等も密入国
とか密貿易のことで忙がしくて、余り
しつかりしたこともやつてもらへん。
或いは国家地方警察では船なんとい
うものの施設が完備しておらんとい
うとで余り大したこともできない。で沿
岸警備は非常に困るから、是非こ
ういふ点はしつかりやつてもらいた
いというのでありますが、そういう公述
があつたのですが、海上保安庁或いは
国家地方警察なり、自治体警察等、
それ／＼の理由で、海面における取締
等、いろいろ問題があるかと思ひ
ます。この際公述人もわざ／＼遠くから
参つてゐるので、国警側の考えをお伺
いして置きたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 海上の取締
のことでございしますが、海上保安庁法
ができました際におきまして、これは警
察制度の改革とは同じ時期において
行なわれたものと記憶しております
が、その際におきまして、当時警察の
持つておりました船はこれをすべて海
上保安庁のほうへ、極く小さなものは
若干残つたかとも思ひますが、殆んど
すべての船を海上保安庁のほうに譲り
渡すことにいたしました。海上におけ
る犯罪の捜査、被疑者の逮捕というよ
うな仕事は、海上保安庁法の建前から
いたしました。海上保安庁の権限と責
任になつたといふことになつたのでござ
います。ただ海上保安庁法におきまし
ては、海上保安庁は関係の警察に對し
まして援助を要求できるということに
なつておりました。警察のほうとい
ましては、援助の要求がありました
場合には出て行く、併しその場合にも
船はございせんので、或いは海上保
安庁の船に乗つて行くとか、或いは特

別に契約しておきました船をその都度
借りるとかいうようなことをいたして
おります。又これとは別に警察法の五
十八條の関係で、警察の管内に始まり
ました犯罪、例えばこの場合は陸上に
始つて海上に出た犯罪であります
か、或いは海上に始つて陸上に出た犯
罪でありますとか、関係します場合に
おきましては、警察法によりまして固
有の権限を持つてゐるわけでありま
す。併しそれとでも今申します通り船
がございせんので、非常に困難を感
じてゐる事項の一つでございします。海
上保安庁のほうの船が十分でないとい
うこともいろいろの機会において聞く
のでございしますけれども、午前中お話
になりましたような事態があつたとい
ふこの方面に更に国会のほうの御審議
を頂きまして、適當なる権限と職責を
お考え頂ければ結構であると存する次第
であります。

○委員長(岡本愛祐君) それでは次の
公述に移ります。土屋正三君にお願い
いたします。土屋さんは学識経験者
としておいでを願ひました。

○公述人(土屋正三君) 今回の警察法
の改正は提案の理由にもございします
うに、警察力の強化とその警察運営の
能率増進を目的としてゐるようであり
ます。国家地方警察の突人員を五千人
増加する。或いは又弱小自治体警察を
住民投票によつて整理させまして、そ
れだけの数は国家地方警察の増員にな
る。こういうような方法で警察力が強
化せられます。或いは又改正法案の二
十條の二でありますか、特別の場合に
おいては国家地方警察が自治体警察の
管内で職權を行使することができ

る。これは先ほど田畑さんその
点を指摘されたのでございしますが、人
員の多くなるといふことは好ましくな
いという論議のように伺つたのでござ
います。戦時中三重県の場合であり
ますと、一千名ぐらいの警察官で治安
の確保がほぼできておつた。ところが
現在地方警察が八百人、市町村の警察
が八百八名、それから国家地方警察が
六百名ばかりで、千四百余名ばかりで
ありますが、併しその中には二つの
組織がうまく噛み合わない関係で
ギヤツプ或いはロスというものがござ
いますので、この一体化というものを
実現しました場合には、私は千四百
名ぐらいの現在数で以てローカルの、
とにかく治安は確保できるといふ

る。これは先ほど田畑さんその
点を指摘されたのでございしますが、人
員の多くなるといふことは好ましくな
いという論議のように伺つたのでござ
います。戦時中三重県の場合であり
ますと、一千名ぐらいの警察官で治安
の確保がほぼできておつた。ところが
現在地方警察が八百人、市町村の警察
が八百八名、それから国家地方警察が
六百名ばかりで、千四百余名ばかりで
ありますが、併しその中には二つの
組織がうまく噛み合わない関係で
ギヤツプ或いはロスというものがござ
いますので、この一体化というものを
実現しました場合には、私は千四百
名ぐらいの現在数で以てローカルの、
とにかく治安は確保できるといふ

る。これは先ほど田畑さんその
点を指摘されたのでございしますが、人
員の多くなるといふことは好ましくな
いという論議のように伺つたのでござ
います。戦時中三重県の場合であり
ますと、一千名ぐらいの警察官で治安
の確保がほぼできておつた。ところが
現在地方警察が八百人、市町村の警察
が八百八名、それから国家地方警察が
六百名ばかりで、千四百余名ばかりで
ありますが、併しその中には二つの
組織がうまく噛み合わない関係で
ギヤツプ或いはロスというものがござ
いますので、この一体化というものを
実現しました場合には、私は千四百
名ぐらいの現在数で以てローカルの、
とにかく治安は確保できるといふ

る。これは先ほど田畑さんその
点を指摘されたのでございしますが、人
員の多くなるといふことは好ましくな
いという論議のように伺つたのでござ
います。戦時中三重県の場合であり
ますと、一千名ぐらいの警察官で治安
の確保がほぼできておつた。ところが
現在地方警察が八百人、市町村の警察
が八百八名、それから国家地方警察が
六百名ばかりで、千四百余名ばかりで
ありますが、併しその中には二つの
組織がうまく噛み合わない関係で
ギヤツプ或いはロスというものがござ
いますので、この一体化というものを
実現しました場合には、私は千四百
名ぐらいの現在数で以てローカルの、
とにかく治安は確保できるといふ

る。これは先ほど田畑さんその
点を指摘されたのでございしますが、人
員の多くなるといふことは好ましくな
いという論議のように伺つたのでござ
います。戦時中三重県の場合であり
ますと、一千名ぐらいの警察官で治安
の確保がほぼできておつた。ところが
現在地方警察が八百人、市町村の警察
が八百八名、それから国家地方警察が
六百名ばかりで、千四百余名ばかりで
ありますが、併しその中には二つの
組織がうまく噛み合わない関係で
ギヤツプ或いはロスというものがござ
いますので、この一体化というものを
実現しました場合には、私は千四百
名ぐらいの現在数で以てローカルの、
とにかく治安は確保できるといふ

とを認め、或いは又従来規定が明確でないためにいろいろ疑念のごいしました市町村警察が、国家地方警察なり或いは又他の市町村警察に応援をすることができるようにはつきり認め、或いは又国家地方警察の応援を求めたり、或いは又国家地方警察の要求によつて市町村警察が他の市町村警察に応援に赴いた場合、こういうような場合の経費を国庫が負担することによつて、応援が楽にできるようにする。或いは又各種警察相互間の犯罪に関する情報の交換をするようにする。或いは又各種警察が他の管内において職権を行使し得る場合を拡張する。かような各種の方法によりまして、能率の増進を企図しているといふことが窺われるのであります。今回の改正によりまして、現行法の欠陥を或る程度是正しようとするのであります。この欠陥は実は立法の当時においてすでに考えられておつたことなのであります。私はたしか昭和二十二年の十一月の何日かでありましたか、やはり当委員会の公聴会にお呼出しを受けてまして、これらの点につきまして或る程度の意見を申し上げてあります。

今度お呼出しを受けましたので、古いメモをひっくり返して見たのであります。そのうちに弱小自治体警察の問題につきましては、人口五千程度の町村で果して独立の警察を維持し得る力があるだろうか、いやしくも一つの警察単位として、有効な活動をなし得るには最小限度の人的、物的設備を要するので、それは人口五千でも一万でも大した相違はない、人口五千だから人口一万の半分でよいというものでは決してないということを申し上げておりました。

す。それから各種警察相互間の連絡提携につきましては、警察行政における地方分権は本質的に何ら反対すべきものではない。ただ警察は地方分散して、警察取締の対象を、例えば犯罪のごときものは全国的、少くとも数府県に亘つて行われるものが多い、増加する傾向にあるのであり、分散した各地の警察の働きが、相互に十分連絡協力して行われるのでなければ到底目的を達することはできないと述べ、又市町村警察は国家地方警察の運営管理、又は行政官に服するのではない、両者の関係は単なる協力又は緊密な連絡の範囲にとどまるのであるから、自治体警察相互間並びに国家地方警察と自治体警察を一貫した組織的系統的な警察の運営管理はでき得ない、全面的な警察運営管理の統制は、警察地方分権の精神に抵触するかも知れないが、第五十四條乃至第五十六條に再検討を加えて、場合を限つて警察の運営管理の或る程度の統制を国家地方警察と自治体警察とを通じて認める必要がある。それでないといふ警察がばらばらとなつて成績が著しくなる危険があると申し上げておつたのであります。これらの意見を私は今日においても何ら変更を考へておりませんので、従つて今回の改正によりまして、これらの点が改善されますことは大変結構なことと思つてあります。ただ今回の改正法の趣旨が、国家地方警察の拡充強化によつて市町村警察の弱点を補正する上りな考え方にあるのではないかと見受けられるのであります。果して然りとすれば、これは現行警察法の根本精神と矛盾するものであると思ひます。その点だけを一点申し上げて頂きた

いと思つてあります。現行警察法の根本理念は、これは申上げるまでもなく警察の民主化とその地方分散であります。これは警察法の前文なり或いは又各條項に明瞭に現れております。警察法の母体とでも申します、かの二十二年九月十六日でありましたか、マッカーサー元帥の書簡がございまして、この書簡は、従来の日本が警察国家だつたということを痛烈に批判いたしまして、今後の警察は憲法に盛られた地方自治の原則に則つて、完全に地方分散したものでなければならぬ。過去における国家権力による警察力濫用の根本的是正をなすには、中央集権的統制に不可分に附随する警察国家的可能性は最も注意して避けねばならぬと申し出てあります。又警察力を現在の中央集権的形態において保存することは、新憲法の精神及び意圖と全く相容れないと述べているのであります。然るに警察法施行以来その改正がしばしば世上的話題に上つております。これは或いは下山事件でありましたか或は三鷹事件でありましたかといつたような、世上の不安を抱かせるような事件が起りますと、この警察法の改正が問題になるのであります。そうして要求せられるところは、常に国家地方警察の拡充強化であり、政府の警察に対する指導力の増強であります。若しかくのごとき声が真に国民の世論であるといはしますならば、これは国民が民主化せられたらば、これは国民が民主化せられたらば、警察に対する不安、若しくは一種の不信を抱くものである。これでは現行警察法が日本の民情に照らしてむしろ進み過ぎておるのではないかと思はれるのであります。警察法の前文にも

あります通りに、警察は個人の権利と自由を保護するために国民に属する民衆的權威の組織で……、この前文に書いてあります。果してそれであるならば、その仕事は、これも前文に書いてあるものであります。個人と社会の責任の自覚を通じて行われるべきものでなければならぬ。事件が発生するたびに治安の維持に強力な国家の権力の発動を要求するといふのは、民主警察を維持して行く資格はないと申さねばならぬと私は思ふのであります。現行警察法がアメリカの法律がイギリスの法律に比べて多少下がつても、それは申すまでもないのであります。が、イギリスの警察の歴史などを覗いて見ますといふと、中世紀におけるイギリスの治安は必ずしも良好ではなかつたのであります。併しながらその当時のイギリス国民は、今日でも同様であります。治安の維持に国家の権力の発動を要求することは極めて稀でありました。或る学者はこういうことを申し出ております。当時有力な警察があつたならば、各地に発生した騒擾は大事に至らずして食い止めることができたのであらうが、イギリスの自由のために幸いにも全国一般に亘つて威力を振い得るような強力な警察はイギリスには曾つて存在したことはないと言つておられます。これは二十世紀の初めに出現した書物に書いてあるものであります。が、多少の距離ぐらゐはあつても、全国一般に亘つて威力を振い得るような強力な警察はないはうがイギリスの自由のために仕合せであるといふこの説は、これは大いに注目すべきものであると私は思ふのであります。いやし

くも民主的警察を持つ以上は、多少の社会不安があらましてもびく／＼しない、国民自身の力でこれを解消せしめるぐらゐの太い神経がないといふと、民主警察といふものはやつて行けない。地方分散せられた警察が、中央集権下における警察に比べまして能率の下がることはこれは当然であります。その能率の下がつたところは、或いは人員の増加なり設備の充実なり、訓練の徹底なり、物約精神的両方面からこれを補充すると、口では容易に申しますが、実際にはそれはなかなか容易なことではない。警察の能率が従来に比べて多少下がつても、それは国民のために人間の自由の理想を保障する。これは前文に書いてある大理想であります。又は人間の尊厳を最高度に確保する。これもやはり前文に書いてある大理想であります。こういう大理想のために、警察の能率が少しぐらゐ下がつても仕方がないのじやないか、止むを得ざる犠牲であると覚悟しなければならぬ。かような国家地方警察の拡充という声が果して国民の真の世論であるかどうか。今般頂戴いたしました資料を拜見しますといふと、自治体警察を或る程度において縮小するとか或いは廃止するといふような意見が大部分あるようであります。併しこれは私の考へでは、主として財政上の理由に基くものであらうと思ひます。弱小警察を合同するとか、或いは国家の補助金が出るとかいふようなことで、財政問題が解決されたならば、恐らくこういう声は影を潜めるだらうと思ひます。これだけを以てこの自治体警察の縮小が世論であるとは断言できないと思ひます。併しながら若し

も只今申し上げましたような国家地方警察拡充論が、真に国民の世論であるといいたすならば、いやくも現行警察法の精神を確保する以上は、国家は国民を指導啓蒙して、民主的警察にふさわしき心構えを体得するように指導すべきものであると思う。然るに今回の改正案は、或いは直接間接に国家地方警察の増員を図つて、或いは一種の準非常時体制とでも申しますような二十條二の規定を設けて、国家地方警察が自治体警察の管内で職権の行使ができるというような場合を設けるのは、あたかも私に言わしめれば、誤つておる世論に迎合するやに見えるのは甚だ遺憾とするところであります。現在の警察が弱体であるとするならば、その強化策は、どこまでもこれは自治体警察の側にこれを求めなければならぬ。例えば小さい自治体警察を集めて、強力なる警察隊員を作ると、或いは又午前中にも御意見があり、只今もあり、私も同感であります。府県警察を作る、これは今日の府県は我々の関係しておりました当時と違ひまして、純然たる自治体でありまして、この現状で警察を求める、かような方法をすれば自治体警察を強化する方法は幾らでもある。警察の強化、即ち国家地方警察の強化であると断ずるのには、これは論理の飛躍であると私は思うのであります。国家地方警察は元来、これは申すまでもないことであるが、独立の自治体警察を維持する力のない小町村に設置せられるのであります。それで今回の改正によりまして独立警察を返上する町村が多少出て参ります。併しながらいやくも市の名のつく以上は、三万ぐらゐの人口の

地でも自治体警察を持つ、そういったしますと国家地方警察は山間僻地とか或いは農村とかというやうな警察事故の比較的少い方面を管轄するのであります。これは申すまでもないことであるが、この方面の警察を強化いたしましても、その本来の管轄区域の警察力は強化になります。警察事故の発生する、従つて社会不安の種をまく大都市、中都市の警察力は、結局には何ら強化にならない。そこで今回の改正案第二十二條の二によつて、いわば地方非常事態というやうな特別措置を設けたり、或いは又応援を要にするやうにするというやうなことをいたしまして、国家地方警察の機動力を発動せしめる、そしてこれに国家地方警察が市町村警察の管轄区域内で仕事ができるやうにするのであります。今回五千人の増員があるのであります。これも私の考えでは、恐らく予備隊等の形式で集団的に配置するやうなことになるはせんかと思ふのであります。それは警察の力の強化を必要とする方面を強化しないでおいて、強化の必要のない方面を強化して、それを必要の方面に転用しなければならぬということになるから、かような間接的な措置をとるやうになる。何故率直に警察の必要の方面を強化しないか。現在政府自体が自治体警察を信任しないのではないかと、これに私の僻みかかも知れませんが、そう疑われるのには誠に遺憾なことである。或いは今日の何條でありましたか、自治体警察の定員、四十六條三項ですか、自治体警察の定員の枠を撤廃しましたから、必要があればこれで拡充ができるではないかというやうな意見があるかも知れま

せんが今日の地方財政の現状におきまして、国家の補助金がなくて、お前は勝手にどうでもしろと言つても、これは無理であらうと思ひます。私は世上伝えられますやうな、今回の改正案が官僚警察復活の野望だなどといったやうな批判に決して同調するものではないが、併し衣の下から鐵がちらちら見えるやうな気がしないでもないであります。それで日本の現状に鑑みまして警察のあり方について、国家警察がいかに、自治体警察がいかにという問題になります。即ち現在の警察法がいかにのといひまして、白紙に立帰つて日本の警察法を立案する場合になります。このやうな、私はむしろ国家警察をとるのであります。私は曾つての警察官の一員といたしまして、日本の警察が、例のマツカーサーの書簡でござるされておるやうな不都合な代物であつたとは必ずしも考えないのであります。勿論幾多の欠陥はあつたに違ひませんが、併しながらこれは適当に補正いたしますれば、国民の信頼を得ると考へます。警察の対象である犯罪その他の警察事故が全国的に、若しくは國際的に互いに連絡して活躍するのでありますから、それを取締る警察がばらばらでは能率が挙げないことは、これは当然であります。併しながらこの問題はすでに現行警察法の採用によつて、警察の民主化と警察の地方分散が国是として決定してゐる、この国是を變更しない限りは、日本警察の中心はどこまでも自治体警察である。若し警察強化の必要があるならば、自治体警察を強化すべきである。国家警察を

強化することによつて自治体警察力の欠陥を補ふんとすることには倒行逆施せんとするものであると思ふのであります。現行法の数個の欠陥が、今回の改正法案によつて補整せられますことは誠に結構であります。これは今回の案のように、国家地方警察の拡充によらなくとも、例えば府県警察を作りまして、これに現在の国家地方警察の全部と、それから自治体警察の大部分を吸収するやうな方法をとりますれば、自治体警察の強化によつて、今回の改正法案の目的を達することとはできるであります。国家地方警察を拡充する行き方は、現行警察法の根本精神であります限りは、私は俄かに賛成はできないのであります。今回の国家地方警察は本部長官を初め全部が警察官であります。これは今回の改正案によりまして、一層明瞭になるのであります。従ひまして昔の内務大臣「府県知事系統の旧警察に比べます」といふ、より中央集権化されていくともいふ、これを強化いたしますことは、マツカーサー書簡に於いて、これだけは防止せなければならぬといつておりました「中央集権的に統制された国家警察網が、再び形を変えて現出」するものであるという批判を免れないかも知れない。国家地方警察を拡充するならば、むしろ民主的警察の看板を外すやうな、それならばこれならばこれは一つの立派な見識であると思ひます。民主的警察の大旗を振りかざしてゐるが、而も国家警察を拡充するといふのは、これは羊頭狗肉と言つては大変失礼であります。が、少くとも角を矯めて牛を殺すぐ

らしいのそしりは免れないと思ふのであります。○委員長(岡本愛祐君) 次に佐藤和二郎君お願いいたします。市長代表としておいで頂きました宇都宮市長であられます。○公述人(佐藤和二郎君) 今回の警察法の一部改正について一応の意見を申し上げます。只今お話もありました通り、市町村自治警察が充足いたしましたして、大体三年ぐらゐになります。逐次これに對します充実が図られつつある現状であります。殊に自治体といたしましては、更に行政事務の再配分等に基づきまして、今後確立を見なければならぬわけでありまして、自治体の立場から申しますならば、当然自治体自身に於いてやられる行政をやつて参るやうにすることに相成るであらうと存じます。その点につきまして、つまり自治体警察におきまして、当然今後の拡充を圖つて参る必要があるわけでありまして、ただ現在の自治体といたしましては、只今もお話がありました通り、財政面というものに或る程度の制約を受けてゐるわけでありまして、而も現在の社会情勢から申しまして、国家非常事態の場合には、特別な六十三條、六十四條が規定されておりますが、地方的な非常事態と申しますか、かようなことも考えられるわけでありまして、大きな騒擾事件或いは内乱に際しては、果して現在の自治体だけでよくこれを收拾できるかといふことについては、甚だ遺憾なるが不安なきにあらずといふことにはなるわけでありまして、その關係におきます今回の二十條二のといふこ

とにおきまする関係が規定されておるわけでありまして、我々は自治体の立場から申しますならば、原則的には反対せざるを得ないのであります。が、かような面におきまする実際問題としての立場からいたしまするならば、これも例外として認めざるを得ないという立場になるわけでありまして、ただ従いまして、これはその例外規定であります。関係上、治安維持上重大な事案で止むを得ない、真に止むを得ないものに限るといふふうになるわけでありまして、果してこれを拡張解釈されたのでは困るわけでありまして、飽くまで一自治体或いはその他において到底收拾できないという見込のある場合にこれは限定されるべきものであるといふふうにして置かねばならぬ。ないといふふうにして置かねばならぬ。この点に對し、勿論これは国家非常事態の宣言の場合と同様な取扱になるのであると存じますが、例示がありませんので、飽くまで地方的な治安維持上の重大事件であつて、いわゆる地方自治体、一部自治体だけでは運営できない、これが收拾ができないと見込まれる場合には、然らばどういふ問題があるかということにおいては、十分一つこれは例示なり、その他の取扱等においても十分にお考え置きをお願いいたします。更に、この場合を願ひたいものであるといふふうに考えるわけでありまして、更に、この場合に関しまして、これは手続上の問題になるかと存じますが、知事が県の公安委員会にこれが請求をいたす、これはその場合においては、都道府県の公安委員は、その措置をとらなければならぬことになりまして、その措置をとる場合に、自治体の公安委員のほう

にも然るべく連絡を願うということも必要ではないかというふうにお考えのわけでありまして、これは国家非常時宣言の場合と同一に論ずべきではないと考へるわけでありまして、その他、今回、国家地方警察及び地方市町村自治体警察との相互関係というものにつきましまして、今回規定せられておりますので、大変便利に改正されると思ひます。従来この点については非常な悩みを持つておつたわけでありまして、幸い今回の原案にあるわけでありまして、この点につきましましては賛意を表する次第であります。その他市町村関係につきましましては、私意見をこの際御遠慮申し上げたいと存する次第であります。更に、この際、希望意見といたしまして、人事の交流の問題についても考へて行かなければならぬ。御承知の通り自治体警察といふことになりましたれば、どうも長く滞り、そこに勤務をするといふことになりまして、結局下におりましますかたは昇進の道がない、くさつてしまふ虞れが多分にあるのであります。やはり巡査は巡査部長に、又は警部補に昇進の道を与えるといふことは、誰しも考へておるわけでありまして、これらに對し、定員條例といふものにおいて抑えられて、そこに勤務するといふことは、若い警察職員をくさらせる虞れがあるといふことが考へられるわけでありまして、それからなお、退職年金に關しまする今回の経過規定には、今度の町村において警察を維持しないといふ決議をされた場合の、町村における警察職員の退職関係につきましましての手当については、暫定規定がおりますのでありますが、従来の国家警察から自治警察に入つた場合にお

ける規定が未だにないのであります。と申しますのは、自治警察はまだ三年少しであります。警察官は非常に長い期間勤めておるわけでありまして、それまでは府県の警察といたしまして、自治警察に入られましたかたは、署長のときは三十年か或いは三十二年にも及ぶ場合もあるものであります。この場合、自治警察に入つてやめなればならぬわけでありまして、その場合に、府県の警察としての年数も通算されるかどうかという非常に自治体としては財政上困るわけでありまして、そういう点につきましても、やはり経過規定を置いて頂いて当然それ府県の負担になる、或いは国の負担になるといふようなことも規定して頂くといふことが望ましいのであります。かように考へるのであります。

以上大体要旨を申し上げました。

○委員長(岡本愛祐君) 有難うございました。

○相馬自治君 私土屋先生に二、三ほどお尋ねしたいのです。公選された御意見は誠に貴重な、そして私どもにとつて非常に参考になることで本當に有難うございました。

先ずこの際是非ともお伺ひして指導的な立場からお示し願ひたいと思ひますことは、本質的にはこの一部改正法律案がいい悪いという問題でなくて、具体的な問題なのですが、弱小自治警察を廃止するかしんかというのを住民投票に訴へるよに今度の原案はなつております。この住民投票がどのような形で行われるかと思ふことの質問に對しまして、政府側の答弁は終始

首都建設法案その他住民投票をやつた経験に徴して、大した問題ではないと思ふという意味合いの答弁に盡きておるのでございまして、非常に国民と緊密な関係を持つております警察を廃止するかしんかという問題について国民の関心は異常に高い。併しなから何が故に廃止するのであるか、又どういふわけにこの住民投票が行われるのであるかといふことに関し何人がこれを的確に説明するのかわかりません状態が出て来ると思ふのでございまして、先生の該博なる御研究から推論いたしまして、この住民投票がどのような形で行われ、而も極めて問題であるとするならば、それはどういふ意味でこの法律案にも考慮を払わなくちやならないかといふような意味において是非ともお示しを願ひたいと存じます。

○公選人(土屋正三君) 只今の御質問は実は私が答へるのとはどうかと思ふのであります。折角の御質問でありますから愚見を申し上げますが、私は実は只今の御質問のようなことは考えたくはないのでございまして、それども、只今のお言葉の中に首都建設法と同じだといふ政府委員の説明であつたといふことがございまして、首都建設法の住民投票とこれは大分違つて私思ひます。私も東京都の住民でありますから首都建設法の住民投票をいたしました。併し何ら説明も受けておりません。ただ新聞の片隅で多少承知いたしておりますが、恐らく東京都民の大部分は何かわからずに投票したのだらうと思ふのであります。ところがこの警察のほうは大体まゝ人口五千から一万程度の弱小町村で恐らく

あるだらうと思ひます。範囲が非常に狭い、それから問題が非常に身に迫るシリアスな問題であります。首都建設法といふのは丁度絵に描いたやうなものでありますけれども、警察の問題はこれは日常の問題であります。か、もつとひとし／＼と住民の身にたえるのであらうと思ひます。これはまあ大分今度の制度は住民が自分で自分の身を守るということが本旨でありますから、誰も自分のところでやることには違ひないのであります。ただ私は現在の状態ではそう／＼は負担が堪へ切れないから返上するといふことになるだらうと思ふのであります。そこでこれは首都建設法とは大分違ひまして、もつと身近な問題として考へ、それからこれを進めるほうの側も、これに反對するほうの側も膝を交えて話をしようと思ひますが、併しこれは只今思ひ付きの意見でありまして、詳しく考へたわけではございませんから、御了承願ひます。

○相馬自治君 甚だ御無理なことを申して恐縮でありました。第二点は政府の提案理由説明を見ますといふと、現下の治安の状況に鑑み警察力強化といふことを語つておるのであります。私どもが委員会の問題にしておりますことは、現在の警察予備隊との連関をどう考へるかといふことを我々は頻りに政府に尋ねたのであります。その答へは常に我々をして満足せしめ得なかつたのでございまして、そこで先生のお考えをいたしましては、こういう一部改正法案といふものは、警察予備隊或いは海上保安庁という方面との連関の上に立つてなされるべきであらう

もよくわかりませんが、これは日常の
治安が乱れましたとき、外科手術の

んで、三重県という環境からの判断で、非常に偏見並びに私見に亘つてし

ような意味合いをいろいろ勘案いたしまして、私は特に三重県が、四日市が

合には、それと一緒に警察を維持する
ということに仮に法律を改正するとい

の公述人のかたにもお伺いしたのです
が、府県警察と都市警察と、その二本

建がいいというような御意見が先ほどのかたにもありましたのですが、そういたしましたと私が考えますという、国家と申しますか、その連絡が非常に悪くなるような考え方にあります。土屋先生はその問題に対してはどうか。鈴木さんもおありになりますか。鈴木さんもおありになりますか。わゆるまあ地方公務員同士ならばいい。片一方は官吏であつて、片一方は公吏であるということもいかん。それから感じの上におきまして都市警察の府県警察と言つたほうが、国家警察より民衆に当りがいい、こういうようなことを申されておられますが、この点につきましては、土屋先生はどういうふうにお考えになりますか。それから今の連絡の問題と……。

○公述人(土屋正三君) 只今お尋ねのございました点は実はこの改正法案と多少離れておるかと思ひますが、御質問ありましたから私の私見を申し上げますが、私は新しい警察の立て方を考えるとして、やはり今朝来いろいろ御意見がありました。府県は、法律改正の結果立派な自治体になりました。市町村と何ら違ふところはない普通公共団体でありますから、この府県が警察の主体となつてよろしいと思ひのであります。ただ六大都市のようなもの、或いはこれに近いもの、私は人口十萬といふのは、ちよつと単位が小さいと思ひ。尤もこれは大した基準もななく、まあいい加減な話でありますから、必ずしもそれに固執するわけではありませんが、まあ六大都市のほかに福岡とか、川崎とか、仙台とかいので、大体まあ三十万くらいの人口以

上は、これは独立した警察を持つてよろしいが、あとは全部府県で、一本でやつたらよろう、かように考えるのであります。それからその国家的連絡の問題であります。これは、そういたしますと、私の案のようにいたしますと、国家地方警察というものは要らなくなる。これは全廃してよろしい。その代り地方警察でない、国家警察を東京に作るのではありません。これは何をするかと申しますと、いろいろ国家地方警察をやつております通信でありますとか、或いは統計でありますとか、或いは救護でありますとか、そういう全国的なものをそこで取扱う、或いは又警察法に關するいろいろな疑義等もそこで判断をする、それから連絡の手もそこでつたらしめ。それだけでは足らないのであります。特殊の犯罪につきましては、みづから捜査をする。丁度アメリカのF・B・Iといつたようなものをそれにくつつけるというように、これをすれば、自治警察という建前は、どこまでも維持しながら、相当有力な警察が日本に置かれるのではないかと考えておるのであります。これは只今のお答えになりますかどうか、御返事申し上げます。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問ございましたか。それではこれで公聴会を終ります。公述においで下さつたかたへ、御礼申し上げます。お忙しいところを万障繰合せておいで下さいまして、厚く御礼申し上げます。皆様方がお述べ下さいました公述は、貴重な私どもの委員会の資料といたしまして、審議の参考にいたしたいと存じます。どうも有難うございました。

それでは公聴会を終つて散会いたします。
午後三時四十四分散会
出席者左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 堀 末治君
吉川 末次郎君
竹中 七郎君

委員 石村 幸作君
安井 謙君
小笠原 三三男君
相馬 助治君
中田 吉雄君
西郷 吉之助君
鈴木 直人君
岩木 哲夫君
石川 清一君

政府委員 国家地方警察
本部総務部長 加藤 陽三君

事務局側 常任委員会専門員 福永 興一郎君
常任委員会専門員 武井 群嗣君
公述人 知事代表 富 高辻 武邦君
山県知事 田中 二郎君
東京大学教授 田畑 忍君
東京新開論説委員 塚本 壽一君
岡山県小田海区 漁業調整委員 兵頭 丈四郎君
三重大学教授 鈴木 一夫君
学識経験者 土屋 正三君
市長代表 佐藤 和三郎君
都府市長